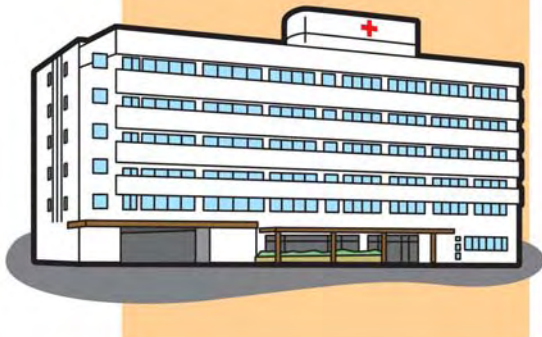


# 久喜市地域公共交通計画



平成 25 年 4 月



久喜市  
K U K I



# 久喜市地域公共交通計画の策定にあたって

本市は、平成22年3月23日に、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により、埼玉県東部の拠点都市として誕生し、3年が経過しました。

合併後の新久喜市における公共交通の充実は、新市基本計画の主要事業の一つであり、本市では、平成22年11月、「久喜市公共交通検討委員会」を設置し、検討を開始いたしました。



同委員会では、6回にわたり協議を重ね、平成24年1月、本市における公共交通のあり方や新たな地域生活交通網の構築などを報告書としてとりまとめ、答申されたところです。

答申では、公共交通不便地域の解消や交通弱者の移動手段の確保のため、新たな地域生活交通網の方策として、市内循環バスの再編とデマンド交通の導入が示されており、これを受け本市では、平成24年10月、道路運送法に基づき、市民の皆様やバス・タクシー事業者の皆様などを構成員とする「久喜市地域公共交通会議」を設置し、事業化に向けた協議を進めてまいりました。

このたび、同会議での協議が調ったことから、協議結果をふまえ、市内循環バスの再編とデマンド交通の具体的な取り組みに関する、「久喜市地域公共交通計画」を策定したところです。

今後、本計画に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現を目指すとともに、「久喜市地域公共交通会議」を継続して運営し、定期的な検証を行う中、持続可能な公共交通システムの構築に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました久喜市地域公共交通会議の委員の皆様をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成25年4月

久喜市長 田中暄二



# 目 次

序論	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 検討の経緯	2
3 計画の位置づけ	3
第1章	
久喜市の現状	4
1 都市特性	4
2 交通特性	7
3 市民ニーズの現状と課題	17
4 新たな公共交通の方向性	22
第2章	
久喜市地域公共交通計画	24
1 計画の期間	24
2 計画の対象区域	25
3 計画の基本理念と基本方針	26
4 計画の視点	28
5 市内循環バスの運行計画	32
6 デマンド交通の運行計画	37
7 計画の推進	59
資料編	61
資料1 久喜市地域公共交通会議条例	61
資料2 久喜市地域公共交通会議委員名簿	63
資料3 策定経過	64
資料4 用語解説	65



# 序 論









# 序論

## 1 計画策定の背景と目的

本市は、平成 22 年 3 月 23 日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の 1 市 3 町の合併により誕生しました。

市内の公共交通は、JR 宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線の 3 路線 5 駅を擁し、なかでも 1 日平均約 6 万人が乗車する久喜駅は、県内でも第 10 位の乗車客数を数えています。また、バスについても、京都・大阪とを結ぶ高速バスが久喜駅西口に発着するほか、路線バスが鉄道駅を中心に 20 路線、市が運行する市内循環バスが 7 ルート 69 便運行されています。

さらに、タクシーが鉄道駅を中心として複数の事業者により運行されており、市民の移動手段を確保するとともに日常生活を支えるなど、多様な交通モードによる高い交通利便性を備えています。

しかしながら、モータリゼーションの進展や、近年の少子高齢化や団塊の世代の退職などにより、通勤・通学需要が減少し、鉄道及び路線バスの利用者は減少傾向にあります。

今後、一層加速する少子高齢化や地球規模での環境問題への対応など、社会情勢が変化するなかで、交通弱者<sup>4</sup>の移動手段の確保、環境負荷の低減を考えた場合、公共交通が果たす役割はますます大きくなるものと考えられます。

また、市が行う公共交通については、厳しい財政状況のなか、より効率的で利便性の高い施策が求められています。

そのような中で、本市では、平成 22 年 11 月、本市の公共交通の充実を図るとともに、そのあり方や方向性を検討するための「久喜市公共交通検討委員会」を設置し、本市にふさわしい公共交通について検討を重ね、平成 24 年 1 月に、久喜市公共交通検討報告書が提出されました。

この報告書の内容をもとに、平成 24 年 10 月、事業化に向けた具体的な協議を行うために、「久喜市地域公共交通会議<sup>11</sup>」を設置し、市内循環バスの再編とデマンド交通<sup>12</sup>の導入に係る協議を行ってきました。

その結果として本計画がまとめられ、市が行う公共交通についての施策展開を定め、効率的で利便性の高い運行等について策定したものです。



## 2 検討の経緯

合併における協議では、「久喜市の市内循環バス運行事業については、現行どおり存続し、公共交通機関をどのように新市において取り扱うか検討組織を設置して、廃止を含めた上で、合併後1年以内に検討する」こととなりました。

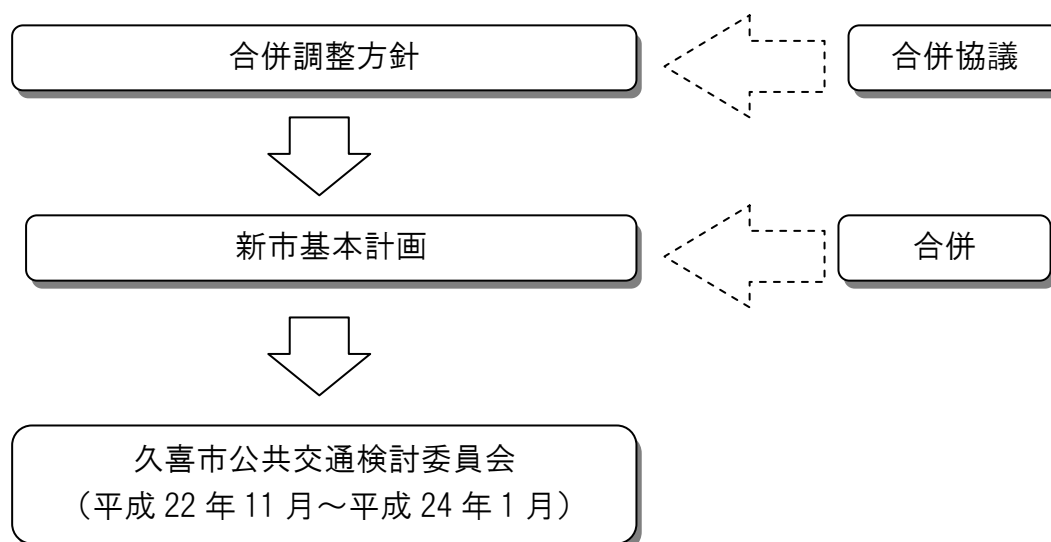
これを受けて、平成22年11月、公募による市民、市内の公共的団体から推薦された者、学識経験者により構成される久喜市公共交通検討委員会を設置しました。

この検討委員会では、合併にあたり策定された「新市基本計画<sup>\*7</sup>」を踏まえ、新市において市が行う公共交通の充実及びそのあり方や方向性について検討するとともに、市民意識調査や福祉関連団体を対象にしたヒアリング調査、さらに検討報告書案に対するパブリックコメント<sup>\*15</sup>を実施しました。

その結果として、平成24年1月、市に久喜市公共交通検討報告書として答申されました。

この報告書に示された公共交通のあり方や方向性は、本市の都市特性を踏まえたうえで、交通特性が異なる市内4地区について十分検討、議論され示されたものであり、「久喜市市民参加条例<sup>\*8</sup>」の趣旨のもと、それぞれの立場から地域公共交通について協議した内容がまとめられたものとなっています。

図 検討経緯

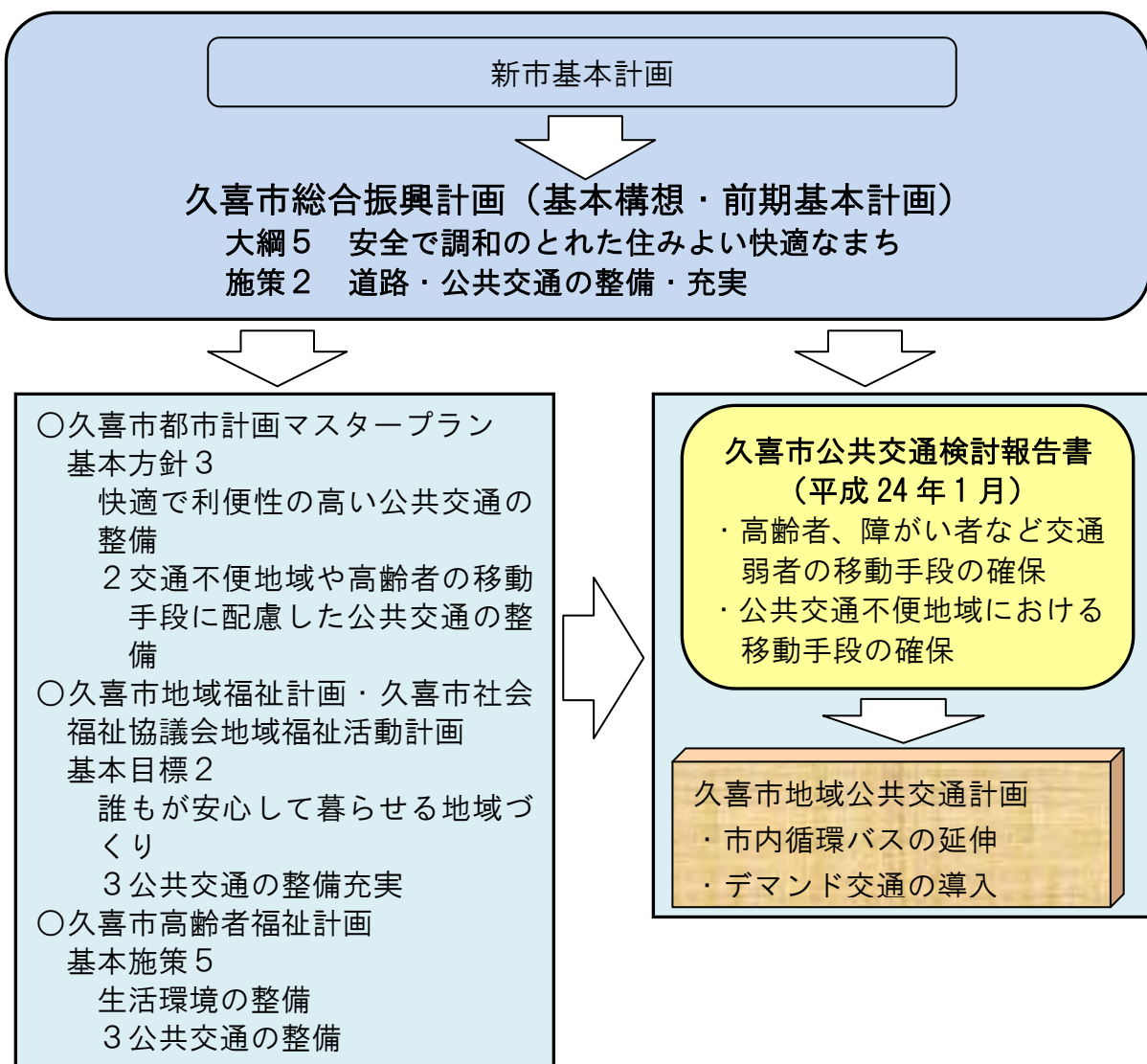


### 3 計画の位置づけ

久喜市の均衡ある発展と一体性を速やかに確立するとともに、持続可能な発展が図られるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指し、市民参加と協働<sup>\*1</sup>を念頭に策定された、「久喜市総合振興計画<sup>\*9</sup>」では、大綱の1つとして、「安全で調和のとれた住みよい快適なまち」を示しており、これを実現するための施策として、「道路・公共交通の整備・充実」が掲げられています。

そのほか、「久喜市都市計画マスタープラン<sup>\*13</sup>」、「久喜市地域福祉計画<sup>\*10</sup>・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画」等の各種計画において、快適で利便性の高い公共交通の整備が位置づけられており、上位関連計画及び他の関連した計画との整合を図りながら、検討しました。

図 計画の位置づけ





# 第1章

## 久喜市の現状





# 久喜市の現状

## 1 都市特性

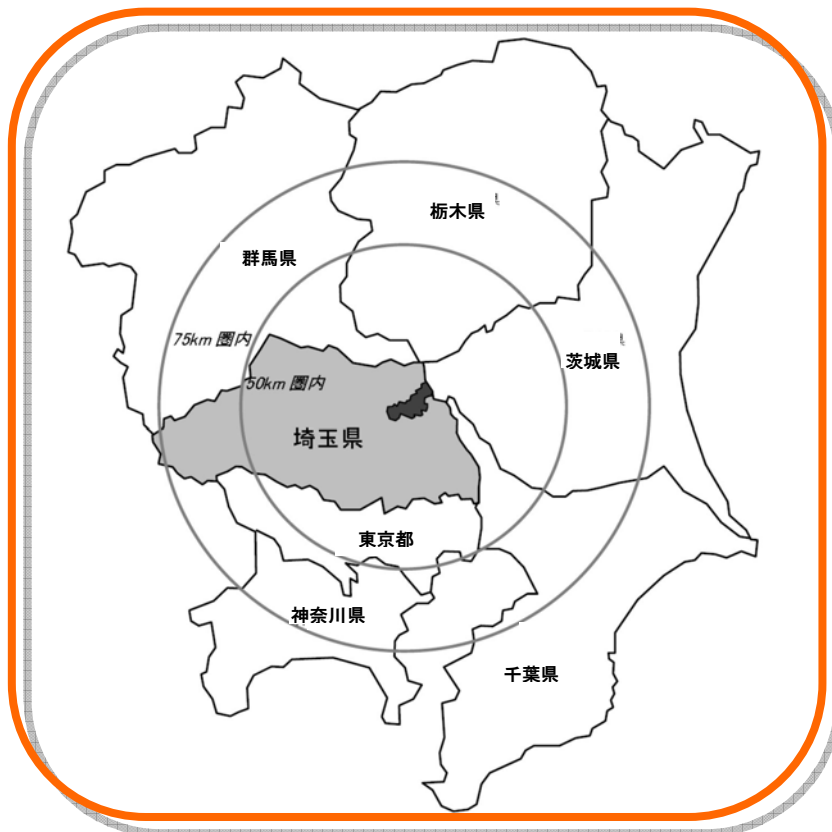
### (1) 地勢

本市は、埼玉県の東北部に位置し、都心まで50 km圏にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡市及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。

面積は82.4 km<sup>2</sup>、市域は東西約15.6km、南北約13.2km、市域全体がほぼ平坦な地形となっています。

標高は、8~14mのやや西高東低の緩やかな勾配をなしており、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地や旧流路跡などの低地からなっています。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水等の多くの河川や用水路に恵まれています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道、国道4号及び国道122号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道及び国道125号が横断しています。また、鉄道は、南北方向にJR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、5つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。



## (2) 人口の動向

本市の人口は、平成24年1月では156,315人であり、平成22年度と比較して、1,084人(0.7%)の減少となっています。

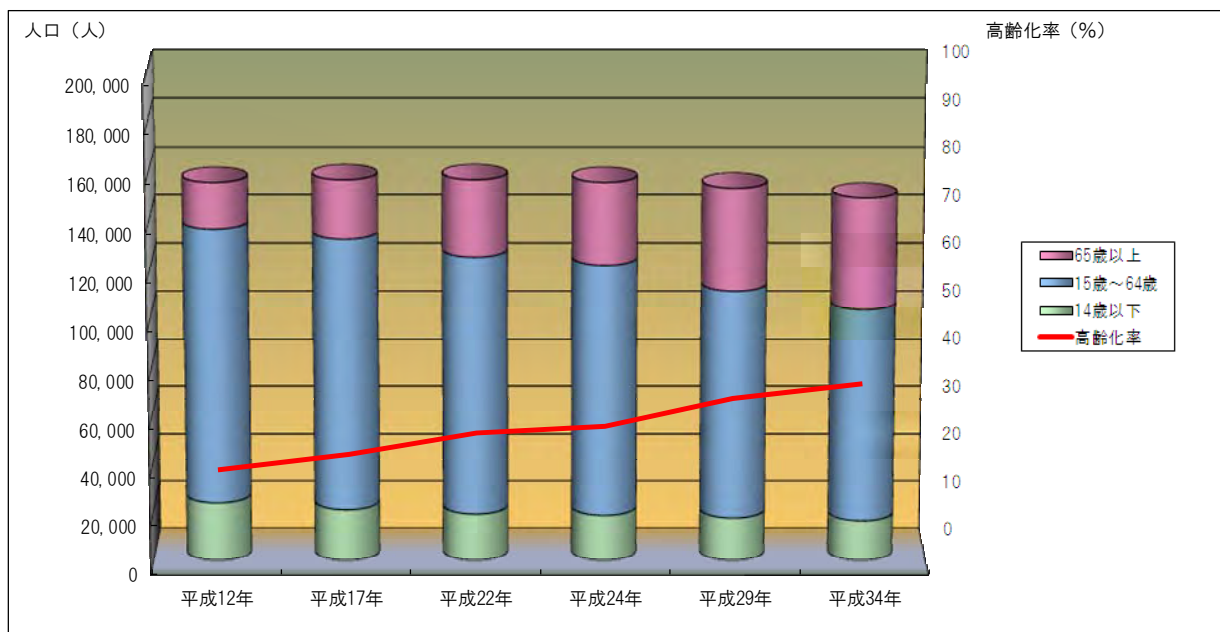
年齢別にみると、14歳以下人口と15歳～64歳人口の構成比は減少傾向にあり、65歳以上人口の構成比は増加傾向にあります。

65歳以上人口の構成比(高齢化率)は、平成12年では12.1%でしたが、平成24年には21.5%となっており、久喜市総合振興計画\*<sup>9</sup>の将来予測では、平成34年には30.5%に達する見込みです。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成29年	平成34年
総人口(人)	156,298	157,376	157,399	156,315	153,925	149,784
高齢者人口(人)	18,979	24,326	31,434	33,571	42,070	45,672
(65歳以上)(%)	12.14	15.46	19.97	21.48	27.33	30.49
生産年齢人口(人)	113,290	111,810	106,468	103,793	93,977	87,356
(15歳～64歳)(%)	72.48	71.05	67.64	66.40	61.05	58.32
年少人口(人)	24,029	21,240	19,497	18,951	17,879	16,757
(14歳以下)(%)	15.37	13.50	12.39	12.12	11.62	11.19
世帯数(世帯)	52,289	56,366	60,366	61,388	-	-
一世帯人数(人/世帯)	2.99	2.79	2.61	2.55	-	-

※推計値については、端数処理のため総人口と階層別人口合計が一致しない場合があります。

図 年齢別人口構成比の推移



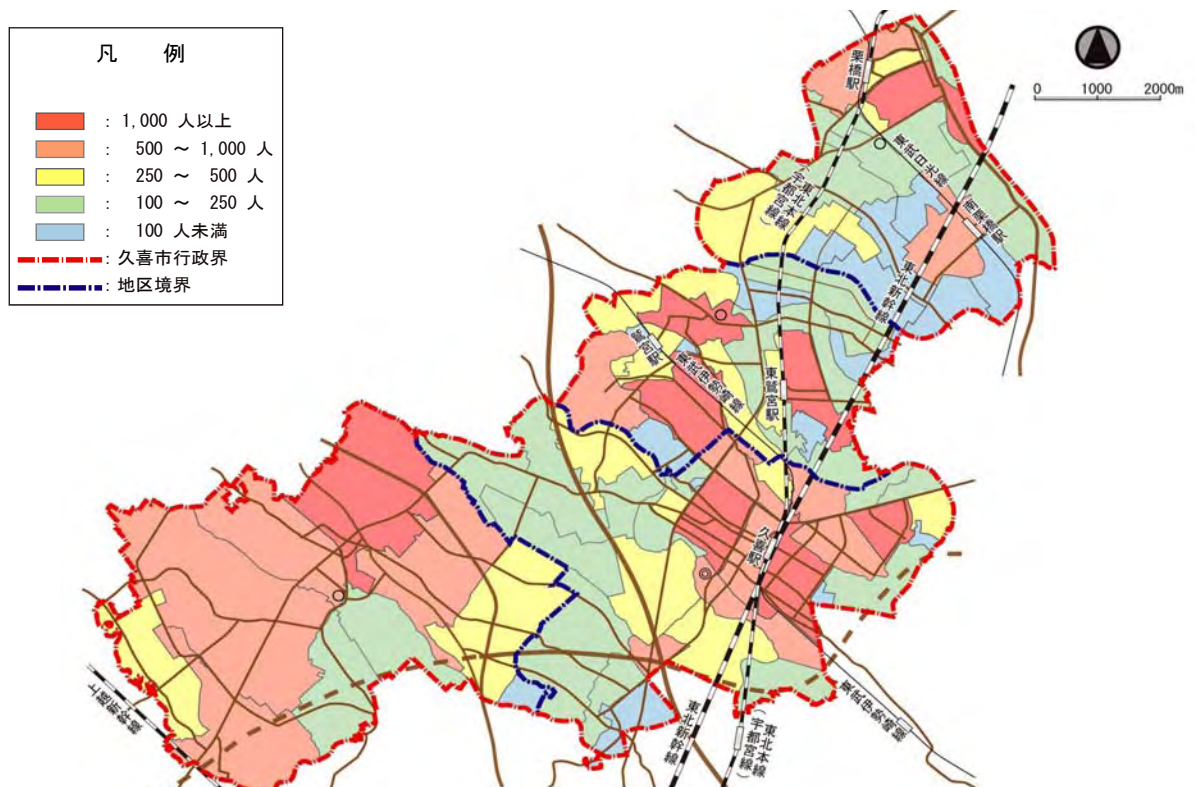
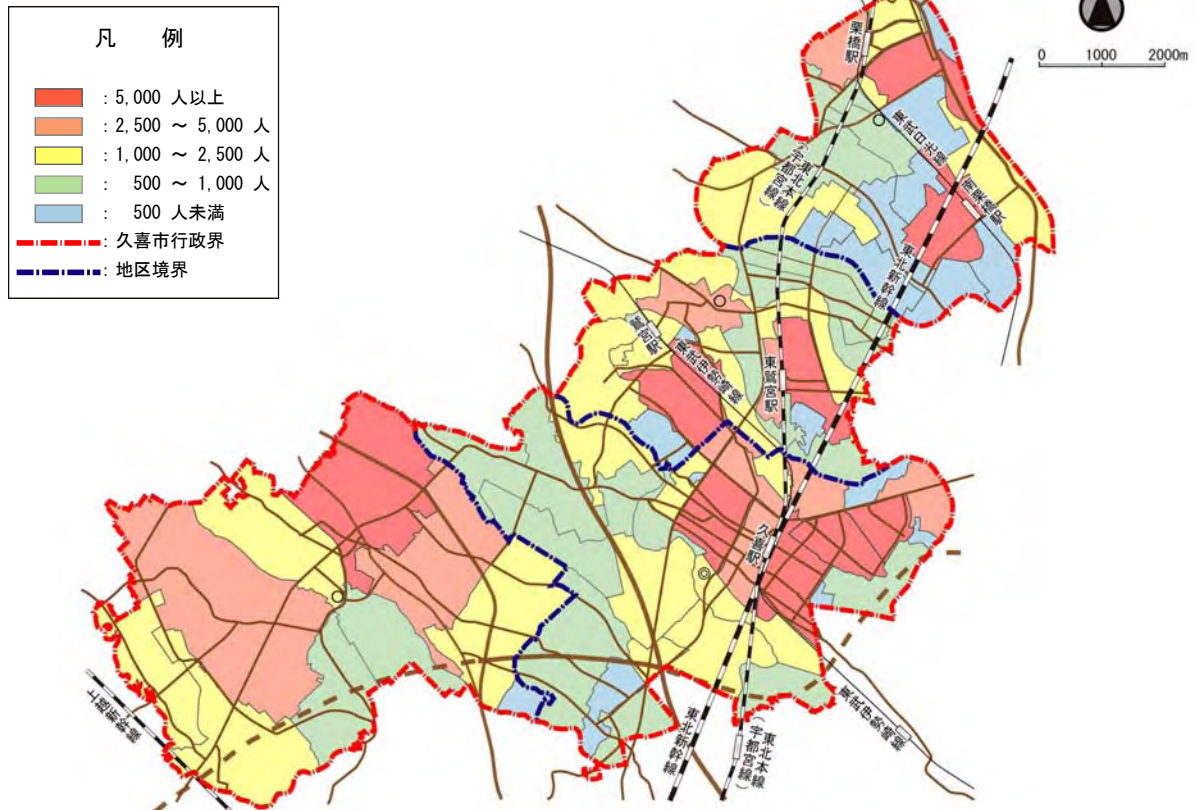
資料：埼玉県町(丁)字別人口調査(各年1月1日現在)  
将来人口は久喜市総合振興計画より



### (3) 人口の分布

地域別に人口分布をみると、鉄道駅を中心とした地域と菖蒲地区北部地域で人口が集積しています。また、高齢者の人口分布についても地域別人口分布と同様の傾向がみられます。

図 地域別人口分布



## 2 交通特性

### (1) 鉄道

市内にはJR宇都宮線と東武伊勢崎線が乗り入れる久喜駅、JR宇都宮線と東武日光線が乗り入れる栗橋駅、JR宇都宮線の東鷲宮駅、東武伊勢崎線の鷲宮駅及び東武日光線の南栗橋駅といった3路線、5駅があり、良好な鉄道利便性を備えています。

JRの快速列車、東武伊勢崎線の特急りょうもう号が停車する久喜駅は、乗降客が最も多く、平成20年度で年間約2,840万人となっています。

図 鉄道路線網

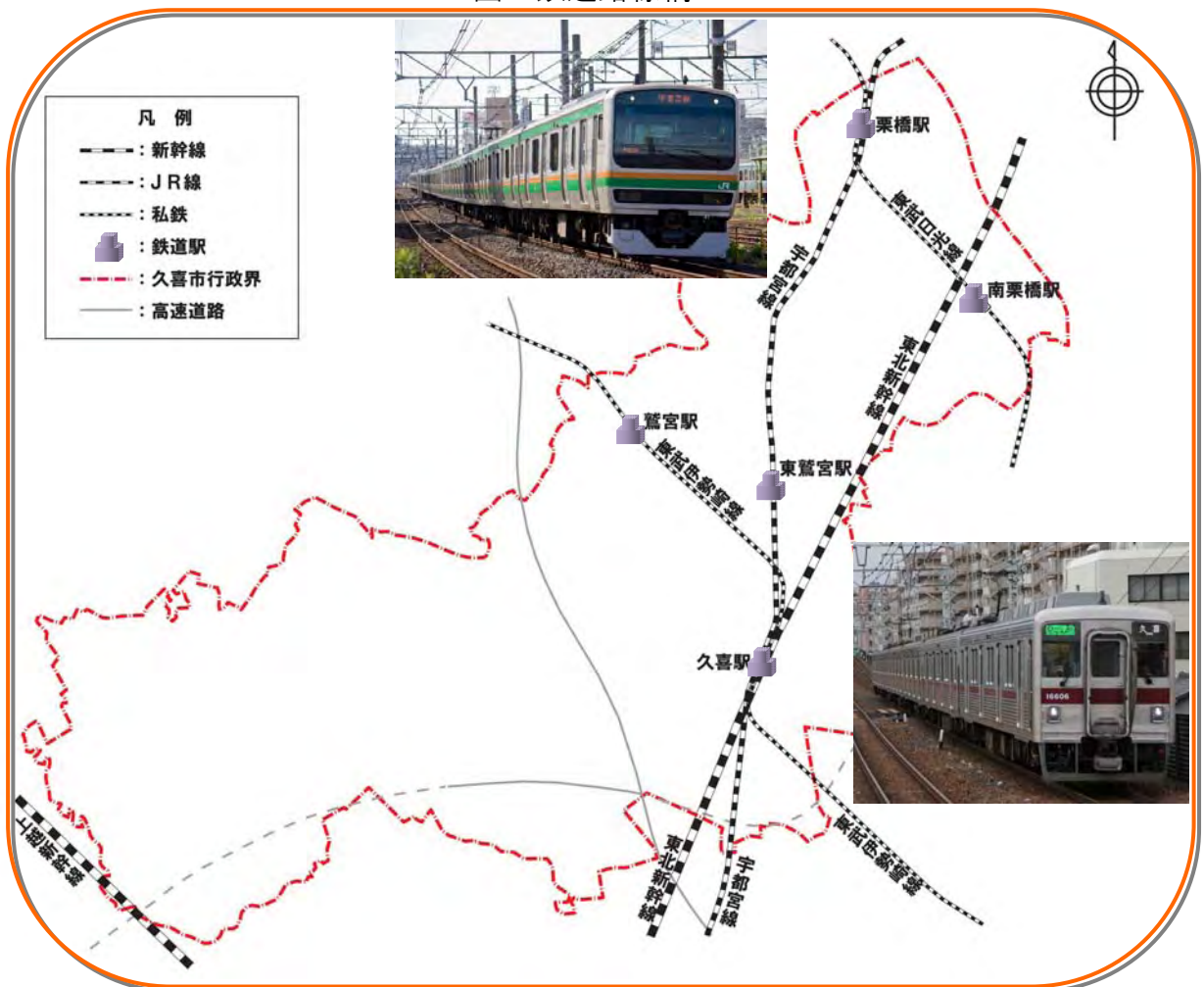
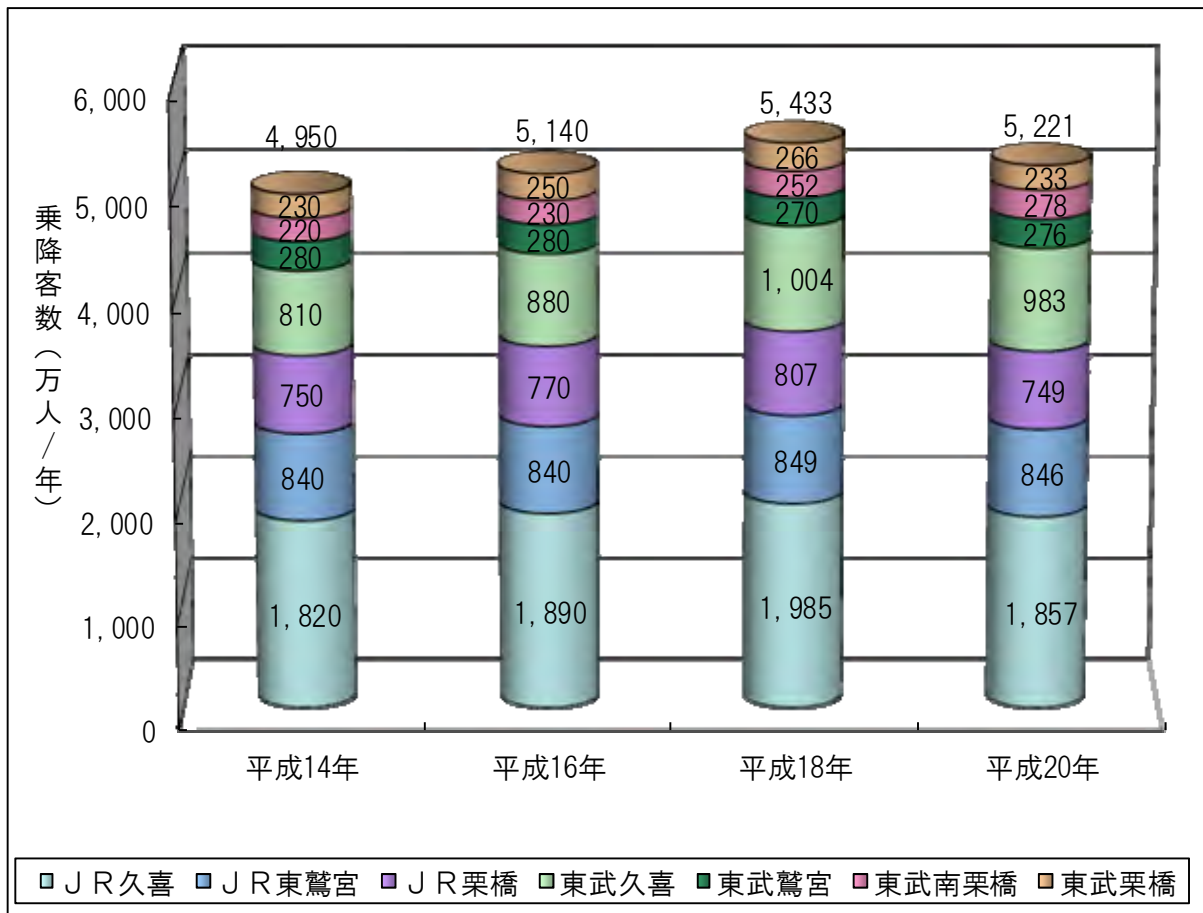


図 鉄道駅乗降客数の推移



資料：都市交通年報

## (2) 路線バス

市内を運行する路線バスは3社であり、総延長は121.9kmとなっています。久喜地区は、路線バスが主要な施設等を連絡しており、鷲宮地区は、路線バスが3路線運行しています。栗橋地区は、路線バスの運行は現在ありません。菖蒲地区は、鉄道駅と連絡する路線バスが6路線運行していますが、白岡駅、蓮田駅への路線は運行本数が少ない状況です。

図 路線バス網

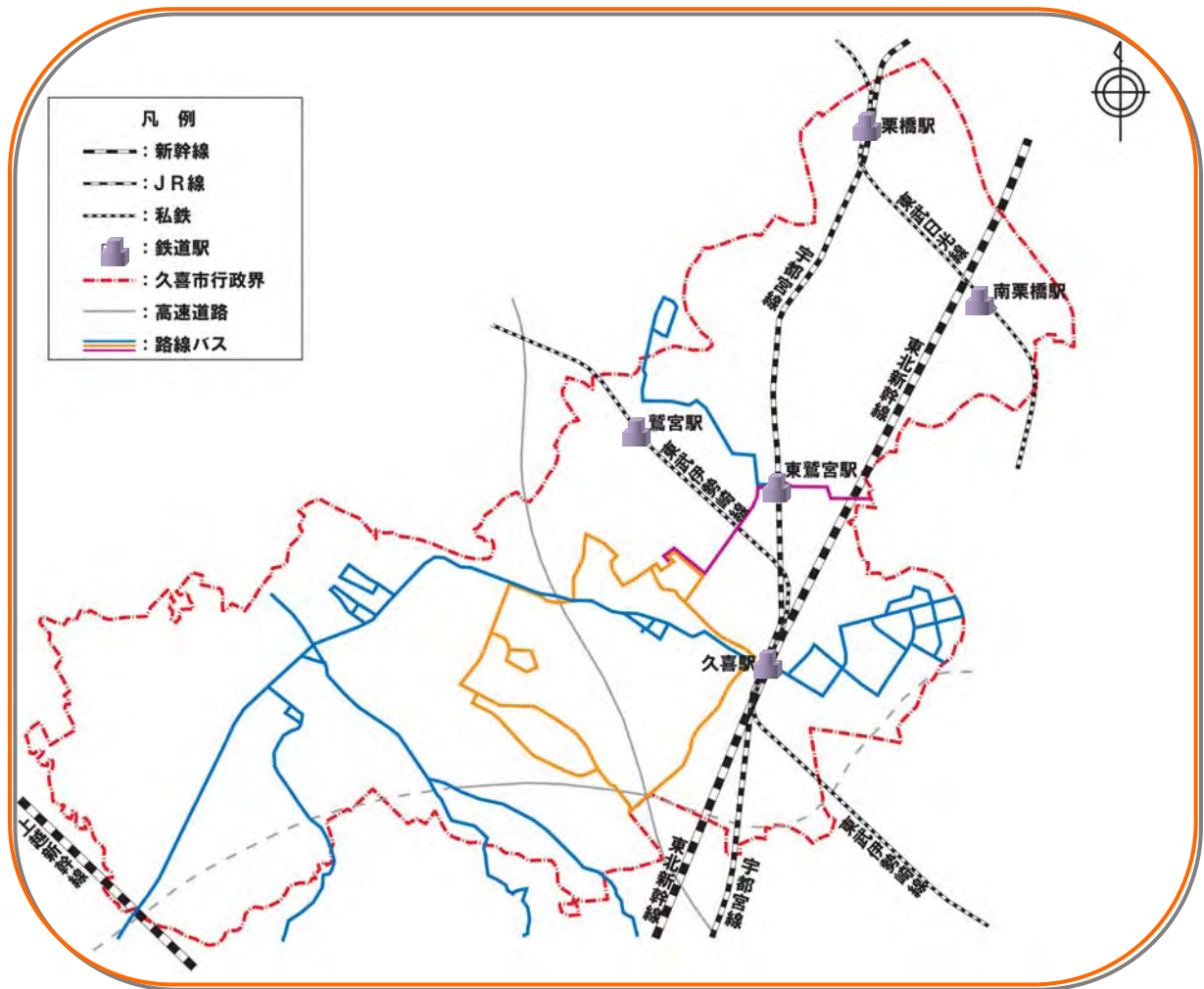


表 路線バスの運行状況

バス 会社名	系 統	延長(km)			注 下り運行本数		注 上り運行本数		
		市 内	市 外	計	計	1時間 平均	計	1時間 平均	
朝日自動車 株式会社	久喜駅東口～朝日バス車庫		3.6	—	3.6	12	0.6	—	—
	久喜駅東口～朝日バス車庫～久喜駅東口	循環	7.1	—	7.1	89	4.7	—	—
	久喜駅東口～朝日バス車庫・弁天橋 ～久喜駅東口	循環	9.1	—	9.1	21	1.1	—	—
	幸手駅～朝日バス車庫		2.4	1.7	4.1	1	0.1	—	—
	久喜駅東口～吉羽～昌平高校		3.6	1.5	5.1	3	0.2	2	0.1
	久喜駅東口～吉羽・栗原～久喜駅東口	循環	7.9	—	7.9	45	2.4	—	—
	久喜駅東口～吉羽・栗原～朝日バス車庫		4.8	—	4.8	12	0.6	—	—
	久喜駅東口～吉羽・栗原・青毛～朝日バス車庫		6.1	—	6.1	13	0.7	—	—
	東鷲宮駅西口～川口三丁目～東鷲宮駅西口	循環	8.1	1.5	9.6	38	2.0	40	2.1
	桶川駅東口～五丁台～菖蒲車庫		6.1	4.5	10.6	63	3.3	62	3.3
	桶川駅東口～西窪台～菖蒲車庫		6.1	6.4	12.5	3	0.2	4	0.2
	白岡駅～除堀～菖蒲仲橋		6.4	3.0	9.4	23	1.2	23	1.2
	蓮田駅西口～柴山～菖蒲車庫		4.0	11.0	15.0	6	0.3	8	0.4
	蓮田駅東口～西新宿～菖蒲仲橋		6.1	9.4	15.5	4	0.2	4	0.2
	久喜駅～川妻～菖蒲仲橋		8.8	—	8.8	80	4.2	84	4.4
久喜駅～(直通)～モラージュ菖蒲中央口	直通	7.6	—	7.6	20	1.1	18	0.9	
大和観光 自動車 株式会社	久喜駅西口～清久工業団地・菖蒲工業団地		17.3	—	17.3	56	2.9	55	2.9
	久喜駅西口～アリオ鷲宮イトーヨーカドー		2.6	—	2.6	32	1.7	32	1.7
中田商会 株式会社	コミュニティセンター(幸手市)～東鷲宮駅	循環	1.6	2.4	4.0	51	2.7	51	2.7
	東鷲宮駅西口～アリオ鷲宮イトーヨーカドー		2.6	—	2.6	24	1.3	24	1.3

注：延長は図上より計測

注：運行時間（午前5時から午前0時）より運行本数の平均を算出、小数点第2位以下は四捨五入

資料：各バス会社データ

### (3) 循環バス

市内を運行する循環バスは7ルート 69便であり、総延長は103.7kmとなっています。運行しているのは現在、久喜地区のみであり、主要な施設等を連絡しています。

平成23年度の乗客数は152,876人であり、1日平均では518人の利用がありました。

※栗橋地区内には、古河市営の循環バスが乗り入れており、3箇所のバス停があります。

図 循環バス網

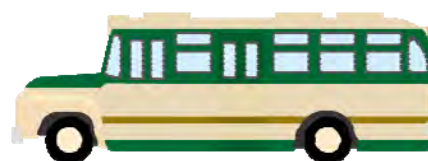
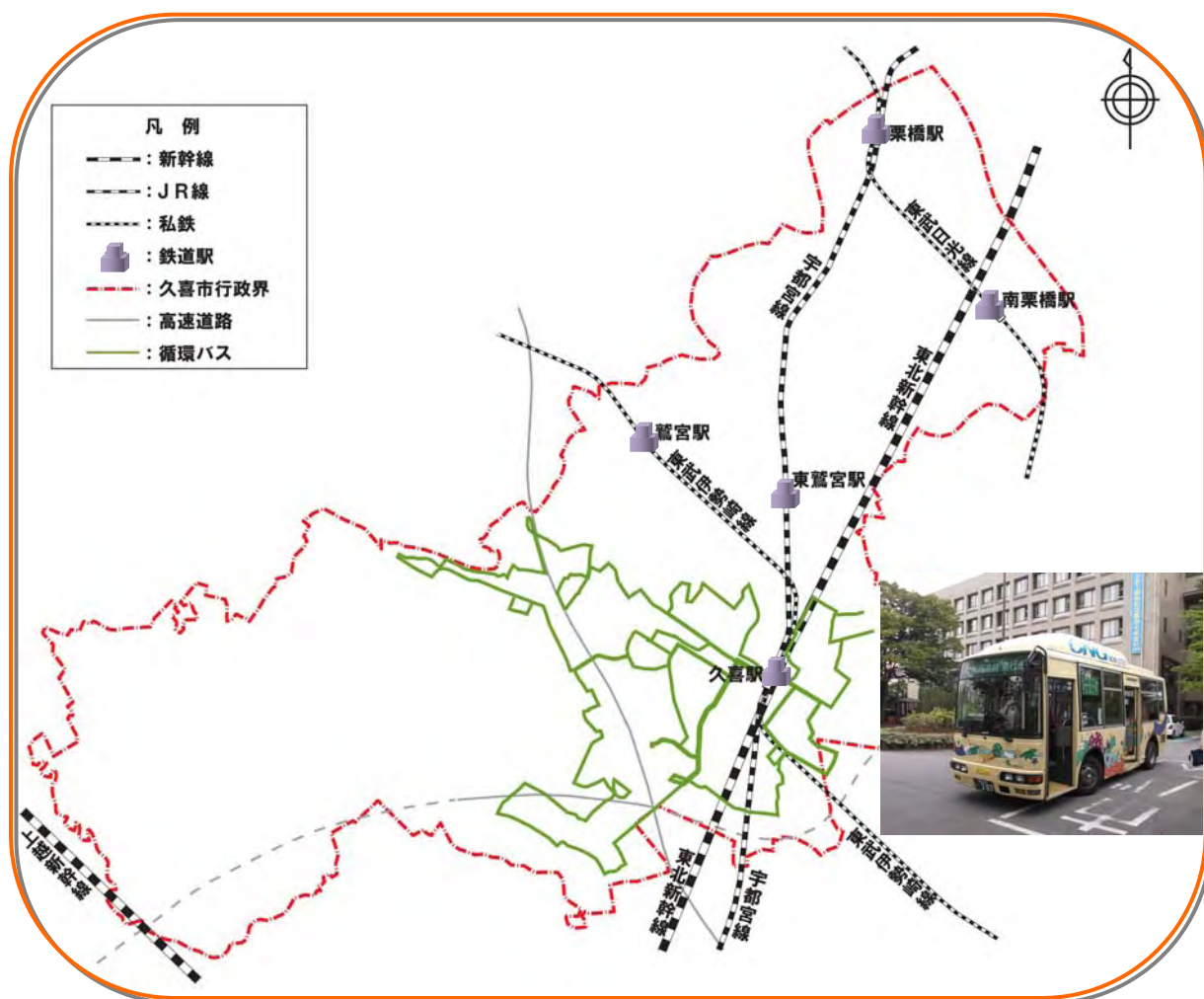


表 循環バスの運行状況

系統名	延長(km)	所要時間(分)	平均速度(km/h)	乗降数(人)		運行本数(1日当たり)			
				日平均	年	計	1時間平均		
① 東西連絡	西行き	駅東口→駅西口	8.3	28	17.8	45	13,285	6	0.5
	東行き	駅西口→駅東口	9.6	32	18.0	53	15,721	5	0.4
野久喜・吉羽循環		久喜駅東口発着	6.6	24	16.5	43	12,802	9	0.7
② 野久喜經由・ふれあいセンター行き	駅東口→ふれあいセンター		4.0	11	21.8	3	745	2	0.2
	吉羽經由・久喜駅東口		ふれあいセンター→駅東口	2.6	10	15.6	3	956	2
③ 久喜本循環	右回り	久喜駅西口発着	5.7	23	14.9	108	31,794	5	0.4
	左回り		5.7	23	14.9			6	0.5
④ 下早見循環	右回り	市役所発着	7.7	25	18.5	50	14,763	5	0.4
	左回り		7.7	25	18.5			4	0.3
⑤ 六万部・北中曽根循環		久喜駅西口発着	17.8	57	18.7	73	21,637	5	0.4
⑥ 除堀・所久喜循環		市役所発着	20.4	61	20.1	80	23,525	6	0.5
⑥ 久喜駅西口発市役所行き		駅西口→市役所	1.4	6	14.0			1	0.1
⑥ 市役所発久喜駅西口		市役所→駅西口	1.4	6	14.0			1	0.1
⑦ 東循環		久喜駅東口発着	4.8	15	19.2	60	17,648	12	0.9
合計			103.7	-	-	518	152,876	69	5.6

注：平均速度は、延長と所要時間より算出

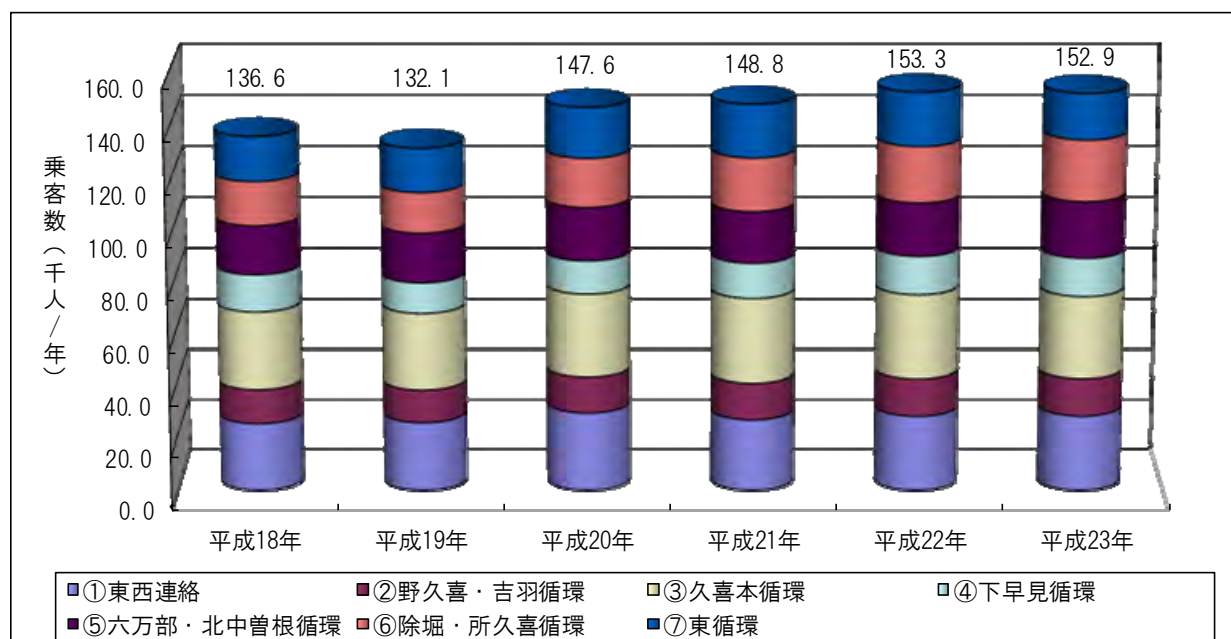
注：運行時間（午前7時から午後8時）より運行本数の平均を算出、小数点第2位以下は四捨五入

資料：久喜市データ、乗降数は平成23年4月～平成24年3月のデータ

単位：千人/年

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
①東西連絡	26.0	26.4	30.2	27.6	28.9	29.0
②野久喜・吉羽循環	13.2	12.7	14.0	14.2	14.5	14.5
③久喜本循環	30.1	29.7	32.1	32.9	32.6	31.8
④下早見循環	14.3	11.8	12.8	13.5	14.8	14.8
⑤六万部・北中曽根循環	18.8	19.1	20.4	19.8	20.4	21.6
⑥除堀・所久喜循環	16.9	15.5	18.8	20.5	21.5	23.5
⑦東循環	17.1	16.9	19.3	20.4	20.6	17.6
合計	136.6	132.1	147.6	148.8	153.3	152.9
運行日数	311	294	293	293	294	295

図 循環バス乗客数の推移



# 久喜市市内循環バス

## 運行日

月・火・水・木・金・土

日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)は運休となります

## 運賃

● 乗車 1回 **100円** ※後払いになります。

● 1日乗車券 **200円**  
※循環バス車内で販売、当日限りであれば何回でも乗車できます。

● 回数券 **1,000円** / 11回分  
※循環バス車内で販売

### 以下の方は無料になります

- ① 保護者1人につき引率の元にある小学生未満の方1人
- ② 身体障害者手帳をお持ちの方で1級、2級、3級に該当する方
- ③ 療育手帳をお持ちの方で(A)・A・Bに該当する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で1級、2級に該当する方
- ⑤ 上記②・③に該当する方で身体障害者手帳又は療育手帳の1種を有する方1人につき同伴の介護者1人

※②・③・④に該当する方は「久喜市市内循環バス乗車証」の提示が必要となります。対象となる方で交付を希望される方は市役所3階くらし安全課まで手帳をご持参のうえ申請いただけますようお願いいたします。

### 利用上の注意

- 除堀・所久喜循環は市役所発着ですが、6便に限り久喜駅西口止まりとなります
- 道路事情により遅れることがあります ● 工事などにより迂回する場合があります

### バス乗場案内





# 久喜市路線図



### 凡例

○	停留所	(例) 停留所名 久喜高校北
◎	公共施設・官公署最寄りの停留所	総合体育館
◎	始発路線発着停留所	市役所
□	右回り・西行きのみ停車の停留所	東前谷
■	左回り・東行きのみ停車の停留所	向地大橋



●久喜市内循環バス時間割表

系統名		運行時間帯	運行回数		
①	東西連絡 西行き	駅東口→駅西口	9:15~19:08	6回	
	東西連絡 東行き	駅西口→駅東口	8:05~17:47		
②	野久喜・吉羽循環	久喜駅東口発着	8:40~17:24	9回	
	野久喜経由・ふれあいセンター行き	駅東口→ふれあいセンター	11:35~12:51	2回	
	吉羽経由・久喜駅東口行き	ふれあいセンター→駅東口	13:00~14:20	2回	
③	久喜本循環	右回り	久喜駅西口発着	7:30~14:48	5回
		左回り		15:00~19:53	6回
④	下早見循環	右回り	市役所発着	7:05~14:25	5回
		左回り		16:00~19:55	4回
⑤	六万部・北中曽根循環	久喜駅西口発着	8:40~18:52	5回	
⑥	除堀・所久喜循環	市役所発着	7:35~19:35	6回	
	久喜駅西口発市役所行き	駅西口→市役所	11:49~11:55	1回	
	市役所発久喜駅西口行き	市役所→駅西口	13:10~13:16	1回	
⑦	東循環	久喜駅東口発着	7:30~18:25	12回	

●バス乗場案内

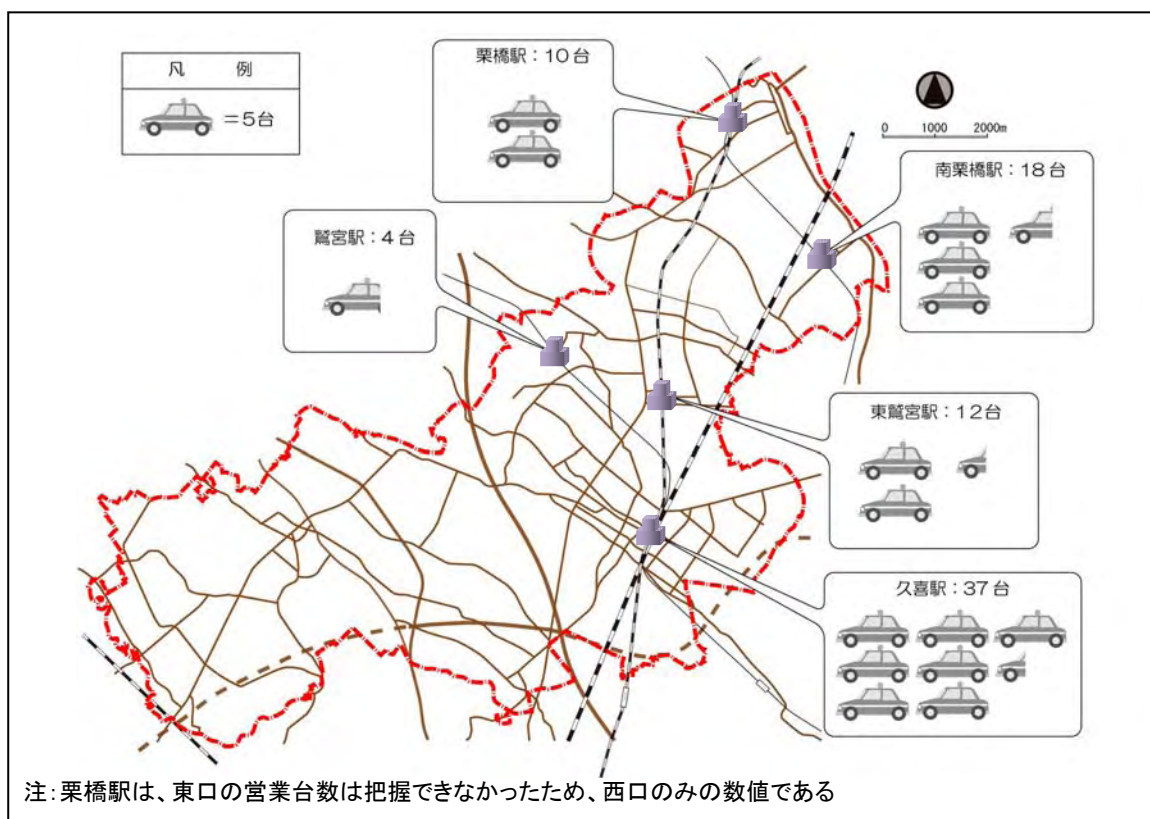
西口

東口

(4) タクシー

平成23年1月に実施した「タクシー運行状況アンケート調査」によると、市内タクシー事業者10社合計のタクシー保有台数は146台(全て中型車)、在籍運転手は226人です。市内タクシー事業者の多くが、鉄道駅を中心として営業を行っています。その中でも久喜駅が37台と一番多く、ついで南栗橋駅の18台です。1日当たりの利用者数は、平日約2,900人、休日約1,400人です。

図 市内鉄道駅における営業台数



### (5) 自動車

自動車保有の推移をみると、乗用車類は増加傾向にありますが、貨物車類は減少傾向で、全体では増加傾向となっています。

自動車保有率は1,000人当たり568台で、2人に1台以上と高くなっています。地区別にみると、1人当たり(世帯当り)自動車保有率は菖蒲地区が最も高くなっています。

図 自動車保有台数の推移

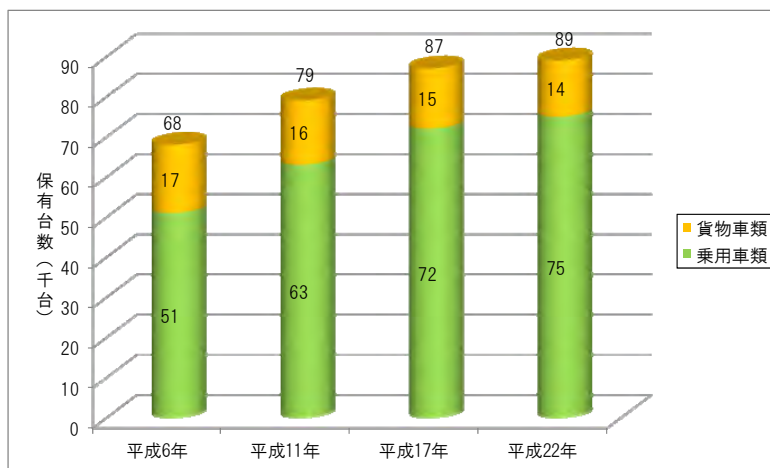


図 自動車保有率の推移

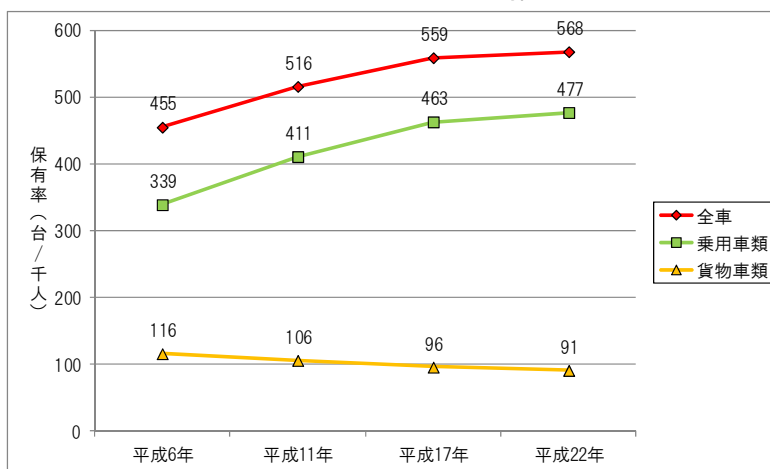
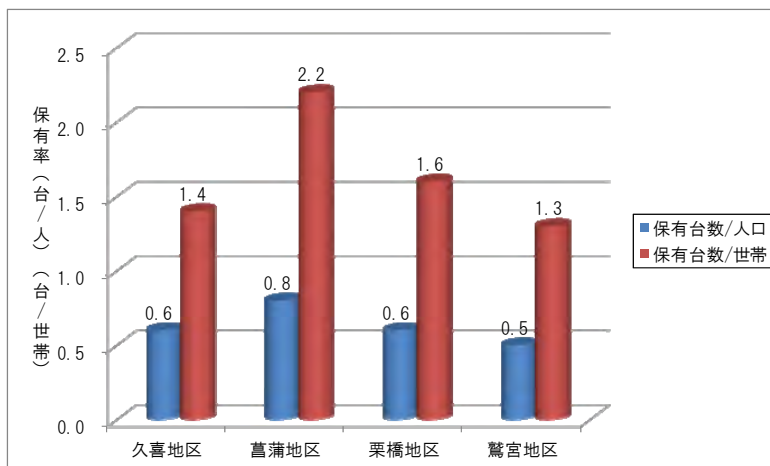


図 地区別自動車保有率(平成21年)



資料：市区町村別 自動車保有台数  
市区町村別 軽自動車車両数  
住民基本台帳人口久喜市調査(平成21年3月)

### 3 市民ニーズの現状と課題

#### (1) 市民意識調査結果からの市民ニーズ

平成22年11月に、本市の公共交通のあり方を検討するために設置した「久喜市公共交通検討委員会」では、「久喜市総合振興計画<sup>\*9</sup>」を策定するにあたり実施した市民意識調査の結果をもとに、公共交通に関する日常生活の移動状況、市内のバス利用状況、市内循環バスの運営に対する考え方、地域の生活環境に対する考え方等について住民のニーズを次のとおり分析しました。

##### ①日常生活の移動のしやすさ

- ◆「日常の移動には困っていない」との回答が少なく、「買い物や通院などでたまに困るときがある」との回答が多いのは、菖蒲地区、久喜地区の江面地域及び清久地域です。
- ◆「将来的（3～5年）に困ることがあると思う」との回答が多いのは、上記と同様に、菖蒲地区、久喜地区の江面地域及び清久地域です。
- ◆年齢別にみると、70歳代以上は、「日常の移動には困っていない」との回答が非常に少なく、「将来的（3～5年）に困ることがあると思う」との回答が多くなっています。「将来的（3～5年）に困ることがあると思う」との回答は60歳代も多くなっています。

##### ②路線バス利用について

- ◆路線バスの利用経験者は、3割未満です。利用頻度は「3ヶ月に1回程度」が約1割と最も多くなっています。
- ◆「利用したことがある」との回答が多いのは、久喜地区の本町地域、太田地域、清久地域、菖蒲地区となっています。
- ◆年齢別にみると、40歳代は「利用したことがない」との回答が多くなっています。70歳代以上は「利用したことがある」との回答がその他の年代より多く、目的をみると「通院」による利用が多くなっています。
- ◆利用しない理由として、「利用する必要がない」が最も多く、半数以上を占めます。しかし、地区別にみると久喜地区の清久地域では「利用する必要がない」との回答は少なく、「他の交通手段が便利」、「バス停留所が近くにない」、「運行本数が少ない」等の理由から、バスが利用されていません。
- ◆年齢別にみると、70歳代以上は「利用する必要がない」との回答が少なく、バスを利用しない理由として、「目的地に行く路線がない」が多くなっています。

### ③市内循環バス利用について

- ◆市内循環バスの利用経験者は、1割程度であり、年齢別にみると、70歳代以上は「利用あり」との回答がその他の年代より多くなっています。
- ◆利用目的として、「余暇・レジャー」、「買い物」、「公共施設（市役所・公民館等）の利用等」の順に多くなっています。
- ◆年齢別にみると、路線バスと同様に70歳代以上は「利用する必要がない」との回答が少なく、バスを利用しない理由として、「バス停留所が近くにない」、「目的地に行く路線がない」が多くなっています。

### ④市内循環バスの運営について

- ◆地区別にみると、菖蒲地区では「循環バスではなく、他の方法を考えるべき」との回答が多くなっています。

### ⑤住みよい・住みにくい理由

- ◆住みよい理由として、「住み慣れている」が7割近くと最も多くなっています。
- ◆住みにくい理由として、菖蒲地区は「通勤・通学などの交通の便が悪い」との回答が9割近くとなっています。

### ⑥環境保全について

- ◆環境保全に関する活動について、「できるだけ自動車の使用を控え、公共交通機関や自転車などを利用している」との回答は3割程度となっています。

### ⑦地域の生活環境について

- ◆「交通の利便性（鉄道・バスなど）」は「満足」と「まあ満足」が40%程度を占めています。
- ◆「通勤・通学の利便性」は「満足」と「まあ満足」が45%程度を占めています。
- ◆居住地域の生活環境について、今後市に力を入れてほしいものとして、「交通の利便性（鉄道・バスなど）」は4番目に多く、2割程度となっています。特に、菖蒲地区では半数程度を占めています。

## (2) 団体ヒアリング調査からの市民ニーズ

前述の「市民意識調査」とともに、団体ヒアリング調査を市内の福祉関連団体を対象に実施しました。ヒアリング項目として、①日頃の移動状況や困っていること、日頃よく利用する施設、移動経路等、②今後のバス交通に対する考え等について把握した結果を整理しました。

### ①バス交通に関する現状への意見や困っていること

- ◆障がい者、高齢者は、移動手段が少なく、家族に頼っている現状がある。また、階段等があるため、電車を利用するのは困難である。
- ◆現在の市内循環バスや路線バスは、路線や時刻表、乗り継ぎ等が分かりづらく、また遠回りする路線も多いため利用しにくい。
- ◆栗橋地区は、鉄道利便性は高いが、バス路線が非常に少ないため、地区内の移動が難しい。
- ◆鷺宮地区の交通弱者は、日常の買い物に不便しているようである。
- ◆済生会栗橋病院への便利な公共交通手段がなく、通院が大変である。
- ◆市内循環バスを運行するのであれば、ある程度の利用者負担はやむを得ない。
- ◆鷺宮福祉センター巡回バスは、夕方の便は便利であり、日常的に利用している者がいる。
- ◆現在、一部の近隣の病院では、集合場所を定めての送迎バスがあり、利用している。
- ◆通所施設への送迎は家族の負担となっている。また、家族の病気や用事によって子どもの行動が制限されてしまう場合がある。

### ②バス交通に対する考え等

- ◆バス交通の検討では、障がい者の視点も考慮してほしい。
- ◆合併して市域が拡大したので、市内循環バスを拡充してほしい。
- ◆市内循環バスについて、東西の連絡や増便、運行時間の拡大をしてほしい。
- ◆地区ごとに公的機関、病院、商業施設、通所作業所等へのバス交通の確保をしてほしい。
- ◆終バス時間の延長（午後10時まで）や休日運行をしてほしい。
- ◆バスを番号や色で分けることやバス停の行き先表示を大きくすることなどの工夫により路線を分かりやすくしてほしい。
- ◆停留所までの移動が困難な人の移動手段として、デマンドバスを運行してほしい。
- ◆知的障がい者や聴覚障がい者の立場からはデマンドバスは利用が難しい。市内循環バスの拡充の方が利便性は高い。
- ◆市内循環バスは多少の費用がかかっても、福祉目的のために市で市民サービスとして実施してほしい。
- ◆厚生連久喜総合病院へ乗り入れるバスは、病院から乗ろうとすると、混雑時は病人が座れない恐れがあるので、病院から鉄道駅へ直行するバスが必要である。
- ◆自立のためにも、通所施設の送迎バスの運行による施設への交通手段を確保したい。

### (3) 市民ニーズの現状からみた課題

久喜市の現状、市民ニーズからみた個別の課題を整理すると以下のようになります。

都市特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇合併に伴う都市構造の変化への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡一体的まちづくりや都市軸形成の実現に資する公共交通施策の検討</li> </ul> </li> <li>◇少子・高齢社会への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡高齢者の外出、社会参加を促し、地域の活性化に資する公共交通網の構築</li> </ul> </li> <li>◇地区内を中心とした近距離移動への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡近距離移動や公共施設へのアクセス等、移動実態に即した公共交通網の構築</li> </ul> </li> <li>◇新しい人の動きへの対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡病院新設や開発事業に伴う、新しい人の動きへの対応策の検討</li> </ul> </li> </ul>
交通特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇幹線と支線の明確化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡公共交通網を特性に応じて役割分担を明確化し、効率的・効果的な公共交通施策を検討</li> </ul> </li> <li>◇バス交通の利便性の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡地域の実情や利用特性に合った路線、本数、乗継利便性・サービス等の検討</li> </ul> </li> <li>◇公共交通機関までの安全なアクセスの確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡利用促進のため、交通結節点を中心に交通機関までの安全なアクセスの確保</li> </ul> </li> <li>◇公共交通不便地域の解消                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡人口集積がみられるが、公共交通徒歩圏外に位置する公共交通不便地域の解消</li> </ul> </li> </ul>
市民意識調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地区による日常的移動に関する不満や不安等の解消                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡地区・地域によって異なる移動に対する不満や不安を解消するための対応策の検討</li> </ul> </li> <li>◇少子・高齢社会への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡通院や福祉施設の利用等、高齢者の日常生活に必要な移動手段の確保</li> </ul> </li> <li>◇自動車から公共交通への転換                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡安定した利用者の確保のため、自動車から公共交通への利用転換を促す施策の検討</li> </ul> </li> <li>◇財政状況を踏まえた経済合理性の確保                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡利用者数の増加や収支率の向上などの経済合理化の視点による検討</li> </ul> </li> </ul>
団体ヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇公益性に主眼を置いた地域公共交通の運営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡生活環境水準の確保や住民満足度の向上などの公益性の視点による検討</li> </ul> </li> <li>◇利用者ニーズへの対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡想定される需要や利用者ニーズに対応した、適正なバスの経路やサービス水準の設定</li> </ul> </li> <li>◇施設アクセス性の向上                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡市内に分布する拠点や施設等のアクセス向上を目的とした移動手段の確保</li> </ul> </li> <li>◇安全・安心な交通環境づくり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>➡あらゆる人が安全・安心に利用できる、ユニバーサルデザインによる交通環境づくり</li> </ul> </li> </ul>

#### (4) 課題のまとめ

個別の課題を久喜市におけるバス交通等に関する主要な課題として、以下に集約します。

##### 体系の確立と公的バスの役割の明確化

市民が行う様々な活動を支えるのが交通システムであり、交通はそれ自体が目的ではなく、手段です。まず始めに市の目指すべき将来像があり、それを実現するための施策のひとつとして公共交通の充実を検討する必要があります。

##### 自動車から公共交通への転換

久喜市における移動手段は自動車为中心で、バス利用率は低く、運行経費に対する公的負担も少ない状況です。バス交通網の検討には、地域の実状を十分に把握する必要があります。また、多くの利用者を確保することで、市民の満足度や安心感の向上につながり、環境負荷の低減や交通渋滞の緩和が期待できることから、自動車から公共交通への転換を図るための施策の検討が求められます。

##### 公共交通不便地域の解消と地区バランスの確保

地区によっては公共交通不便地域が存在しており、その中には人口が集積している地域もあり、移動に対する不満や問題、将来の不安が市民意識調査より浮き彫りになっています。このことから、地区単位でのニーズ対応が求められます。

##### 高齢社会の進展への対応

高齢社会の進展により、移動に制約を受ける交通弱者が増加します。移動手段の確保が困難となると、買い物や通院などの日常生活が不便となります。誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりのため、公共交通の充実が求められます。

##### 今後の開発への対応

開発事業や病院の新設に伴い、新たな人の動きが発生することが見込まれます。これらの施設アクセスに対する移動手段の確保が求められます。

##### 施設へのアクセス性向上の検討

公的バスの役割として、一般的に商業施設や公共施設へのアクセスが挙げられます。久喜市には、公共交通不便地域に位置する施設がみられることから、アクセス性向上の検討が求められます。



## 4 新たな公共交通の方向性

### (1) 地域生活交通導入の方向性

#### ①久喜地区、栗橋地区、鷲宮地区

久喜地区、栗橋地区、鷲宮地区では、「65歳以上人口が多い地域」と「公共交通不便地域」に配慮し、鉄道駅と地区内主要施設を連絡する地域生活交通の確保を目指します。



- ・久喜地区は、久喜駅と地区内主要施設を循環する現行の市内循環バスを基本とし、必要に応じた再編を行います。
- ・栗橋地区、鷲宮地区は、人口密度が低い公共交通不便地域が広範囲に広がる地区であるため、定時・定路線で運行するバスは利用者が少なく非効率となることが想定されます。
- ・そのため、栗橋地区、鷲宮地区をひとつのエリアとしたデマンド型交通の導入により地域生活交通の確保・充実を目指します。
- ・久喜地区に隣接する鷲宮南部地区については、その連続性や費用対効果、市民ニーズを踏まえ、現行の市内循環バスの延伸又はデマンド型交通の導入について検討します。

## ② 菖蒲地区

菖蒲地区では、「65歳以上人口が多い地域」と「公共交通不便地域」に配慮し、近隣の鉄道駅（久喜駅、白岡駅、蓮田駅、桶川駅等）との連絡強化や地区内主要施設を連絡する地域生活交通の確保を目指します。



・菖蒲地区は、人口密度が低い公共交通不便地域が広範囲に広がる地区であるため、定時・定路線で運行するバスは利用者が少なく非効率となることが想定されます。そのため、菖蒲地区をひとつのエリアとしたデマンド型交通の導入により地域生活交通の確保・充実を目指します。

・なお、菖蒲地区は鉄道がないため、路線バスの主要な停留所を他の地区における鉄道駅と同様な交通結節点としてとらえることとします。

・この交通結節点で路線バスに乗り換えることにより、近隣鉄道駅との連絡強化を図ります。

・また、久喜地区に隣接する菖蒲東部地区については、その連続性や費用対効果<sup>\*16</sup>、市民ニーズを踏まえ、現行の市内循環バスの延伸又はデマンド型交通の導入について検討します。

## (2) 対象となる目的地等

「65歳以上人口が多い地域」と「公共交通不便地域」に配慮し、鉄道駅、病院、商業施設、公共施設等を連絡する地域生活交通の確保を目指します。



・市内4地区（久喜、菖蒲、栗橋、鷲宮）ごとの主要施設を連絡する地域生活交通を確保します。

・経由する主要施設としては、市役所・総合支所、鉄道駅、総合病院、大規模商業施設を基本とし、その他高齢者利用の多い施設等を選定していきます。

## 第2章

# 久喜市地域公共交通計画





# 久喜市地域公共交通計画

## 1 計画の期間

### (1) 計画の期間

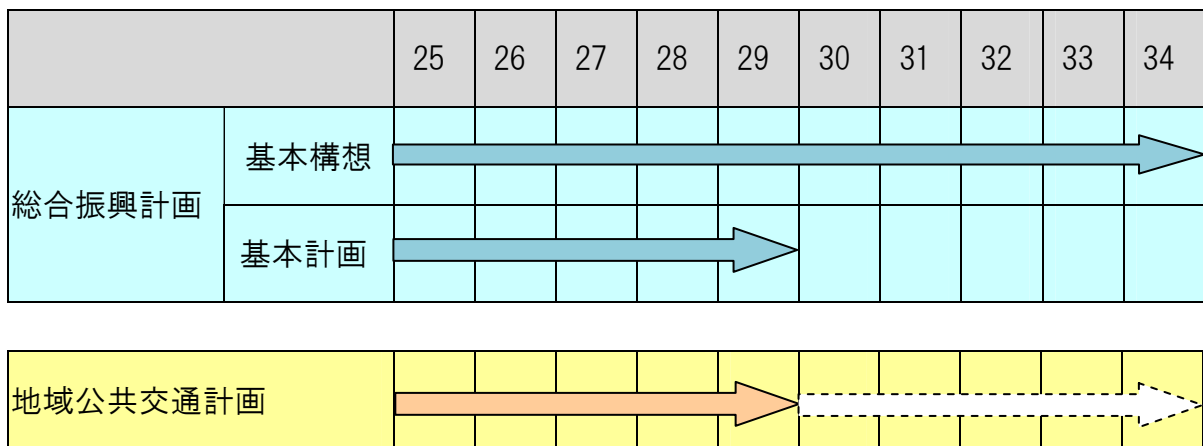
上位計画である久喜市総合振興計画\*<sup>9</sup>の基本構想の計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とされています。

また、基本構想で定めた政策に基づき、具体化・体系化する計画である基本計画（前期基本計画）については、平成25年度から平成29年度までとなっています。

本計画については、これらの計画の目標年度との整合を図りながら進める必要があることから、前期基本計画の目標年次である29年度までの5ヶ年を計画期間とします。

なお、事業の実施にあたっては、市民ニーズや交通需要などを勘案し、随時見直しを図ってまいります。

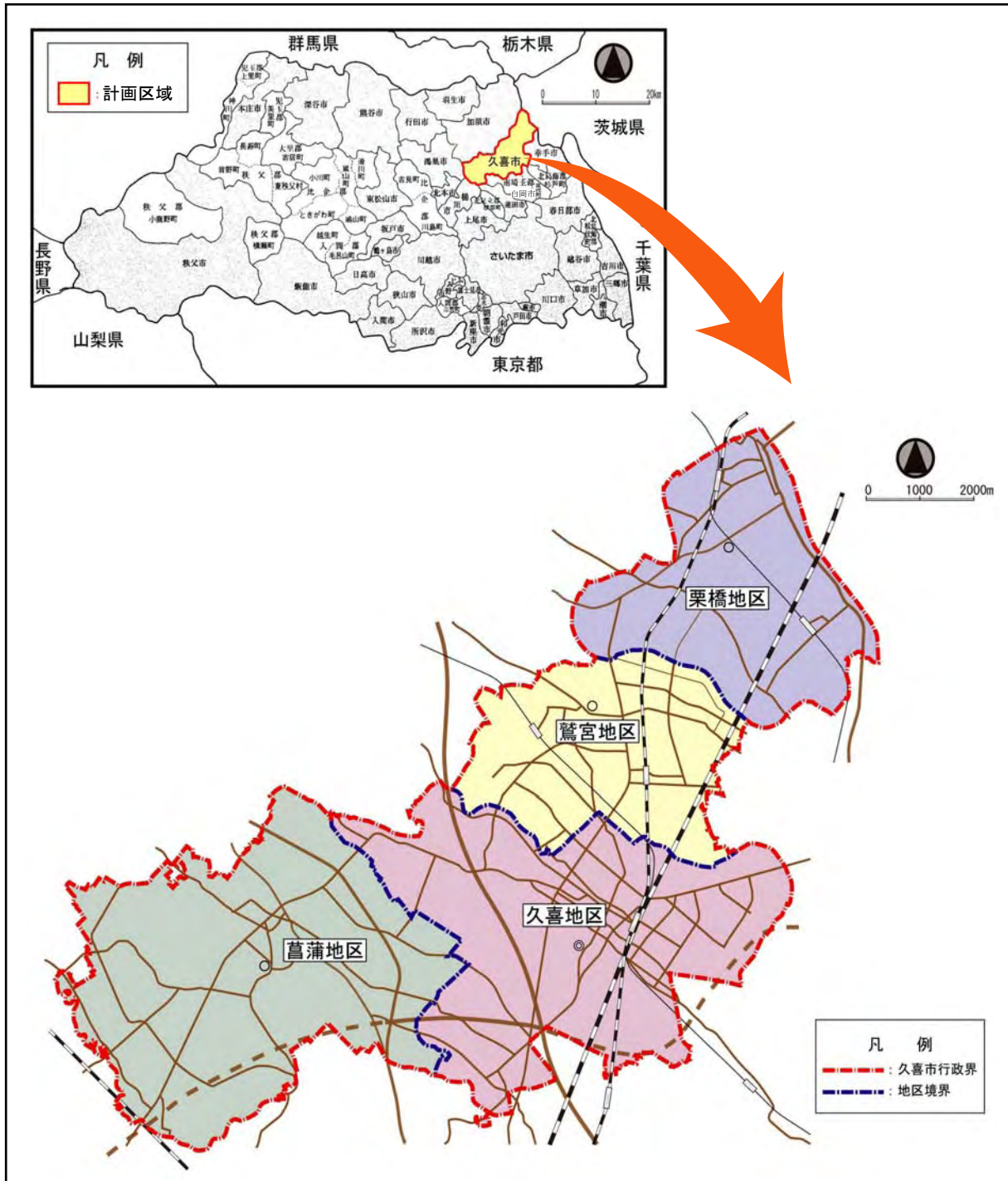
(年度)



## 2 計画の対象区域

久喜市地域公共交通計画における計画区域は、久喜市全域とします。

図 計画区域



### 3 計画の基本理念と基本方針

総合振興計画\*<sup>9</sup>では、まちづくりの基本理念として、「協働\*<sup>1</sup>のまちづくり」、「市民主役のまちづくり」、「共生を大切にするまちづくり」、「安全・安心を重視したまちづくり」を掲げ、その実現に向けて、様々な政策・施策・事業を推進することにより、市民や地域の主体性、創造性が発揮され、個性豊かな地域づくりが推進されることとしています。

久喜市における市が行う公共交通の基本理念は、この理念に沿いながら、久喜市公共交通検討報告書に示された以下のとおり設定することとします。

#### ■公共交通の基本理念

#### 基本理念

安全・安心な暮らしを支える快適で便利な公共交通システムの実現

#### 【公共交通の主要な課題】

- ・体系の確立と公的バスの役割の明確化
- ・自動車から公共交通への転換
- ・公共交通不便地域の解消と地区バランスの確保
- ・高齢社会の進展への対応
- ・今後の開発への対応
- ・施設へのアクセシビリティ向上の検討

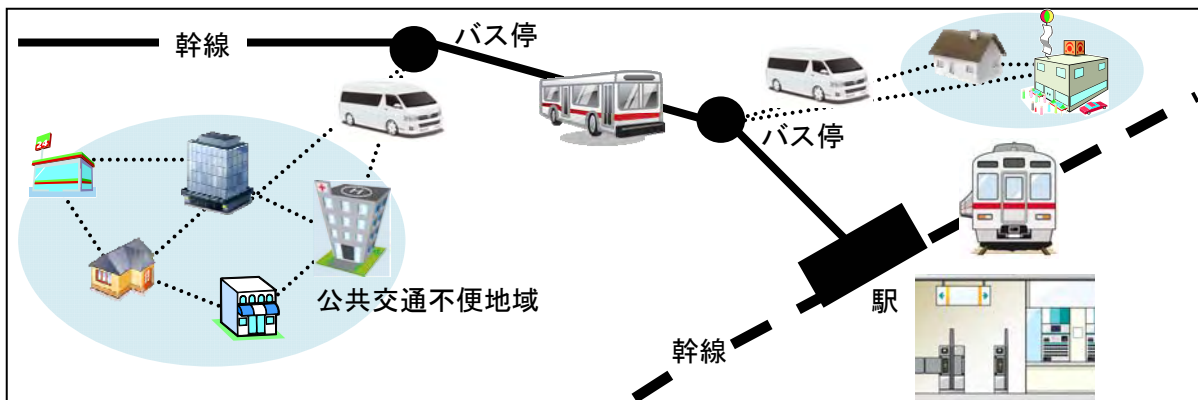
#### ■公共交通の基本方針

#### 基本方針①

幹線・支線システムによる公共交通システムの形成を目指す

- ・久喜市の公共交通システムは地区によって特性が異なる中で、地区間、地域間の連携強化による一体感の醸成と安全・安心な暮らしを支えるため、公共交通を幹線システム、支線システムの2段階に機能区分することにより、階層的なネットワークの形成を目指すこととします。
- ・鉄道駅を「乗継拠点」として位置付けるとともに、鉄道駅相互を連絡する路線バス網を幹線システムとして位置付けます。
- ・幹線システムとしての鉄道及び路線バスを補完し、地域の生活を支える「地域生活交通」を支線システムとして位置付けます。

図 幹線・支線システムのイメージ図



### 基本方針② 誰もが安全で安心に移動できる公共交通システムの整備

- ・ 交通手段の選択肢が少ない高齢者や障がい者の日常生活の足となる、公共交通システムの構築を目指します。
- ・ 近くにバス停などがない公共交通不便地域<sup>\*2</sup>における、生活交通確保のための公共交通システムの構築を目指します。

### 基本方針③ 快適で利用しやすい公共交通システムの整備

- ・ 市役所、総合支所をはじめとした公共施設や厚生連久喜総合病院、済生会栗橋病院など医療機関、大規模店舗などの市民生活に密着した施設を連絡する、快適で利用しやすい公共交通システムによるサービスの提供を目指します。
- ・ 今後の開発事業に伴い、発生が見込まれる新たな人の移動に対応する、公共交通システムによるサービスの提供を目指します。

### 基本方針④ 生活交通確保のための「地域生活交通網」の充実を目指す

- ・ 幹線システムは、市外を含む主要な地域間を連絡する大量輸送が可能な公共交通であり、現在一定水準について民間事業者による運営が行われています。
- ・ そのため、久喜市の公共交通を充実させるためには、支線システムとして地域に密着したきめの細かいサービスを行うことが可能である「地域生活交通網」の整備を図ることとします。
- ・ 支線システムとなる「地域生活交通網」は、現在久喜地区で導入されている市内循環バス及び菖蒲、栗橋、鷺宮の各地区で地区特性に合わせて導入を予定する公共交通網を位置付けることとします。
- ・ また、現在市内を運行している福祉センターの送迎や民間送迎バスについても、それぞれの役割分担や補完機能を有効活用することを検討し、立場の違いはあるものの協力、連携が可能なことについて積極的に進めていくことを基本とします。

### 基本方針⑤ 持続可能な公共交通システムの実現

- ・ 将来にわたり市民の満足度が高い公共交通を持続していくため、自動車主体の交通体系から公共交通への転換を図り、利用者を増加させるとともに、環境への負荷軽減を図るための施策を進めていきます。
- ・ 持続可能な公共交通システムの実現のため、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割を認識し協働<sup>\*1</sup>による取り組みを行うための仕組みづくりを進めます。



## 4 計画の視点

### (1) 対象とする利用者と導入エリア

誰もが健康で安心して暮らせる交通環境を目指し、高齢者・障がい者等の交通弱者の移動手段確保と公共交通不便地域における日常交通の確保を重視した地域生活交通網の充実を目指します。

「65歳以上人口が多い地域」と「公共交通不便地域」とを重視した地域生活交通網の充実を目指します。

図 久喜市内の65歳以上人口が多い地域図

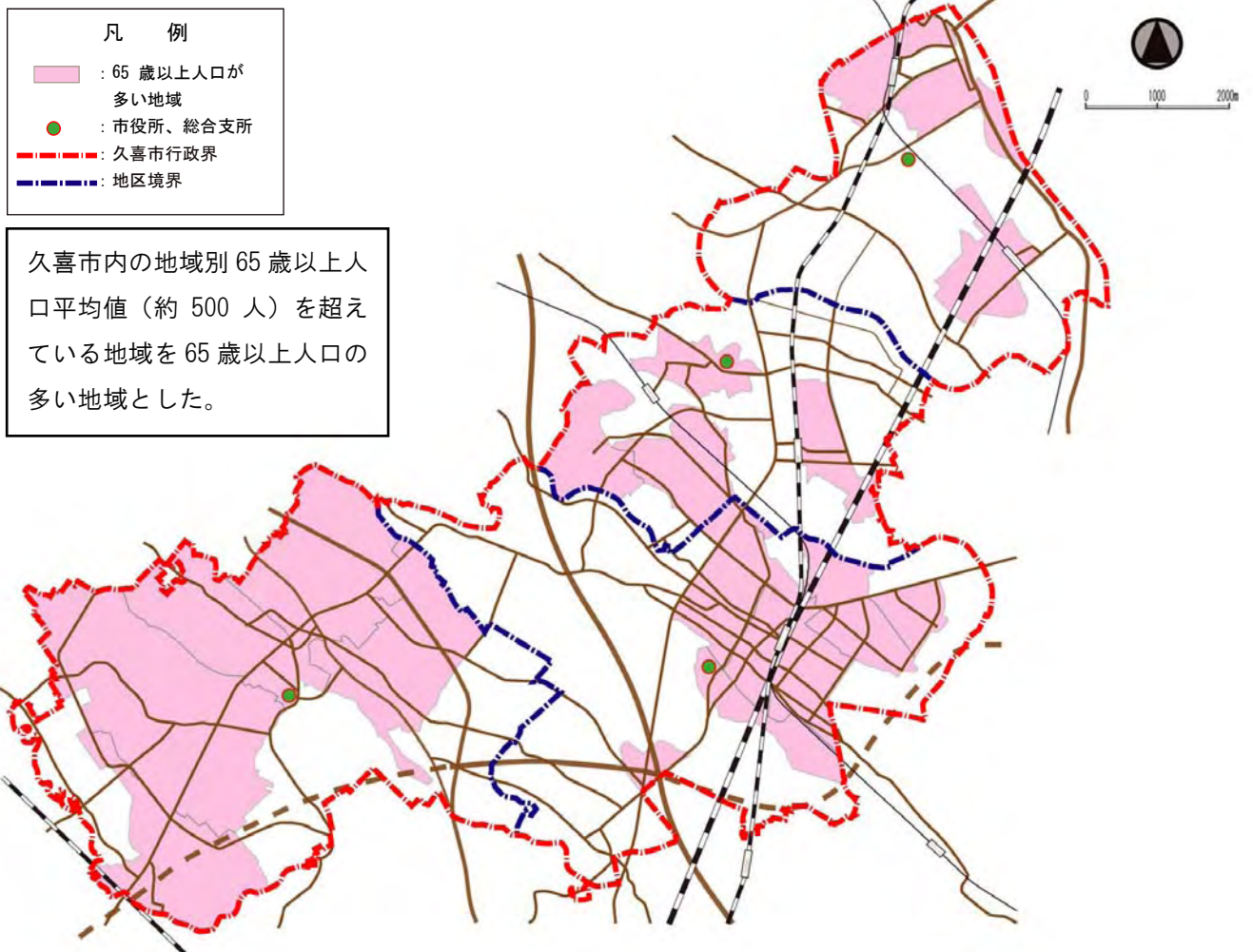
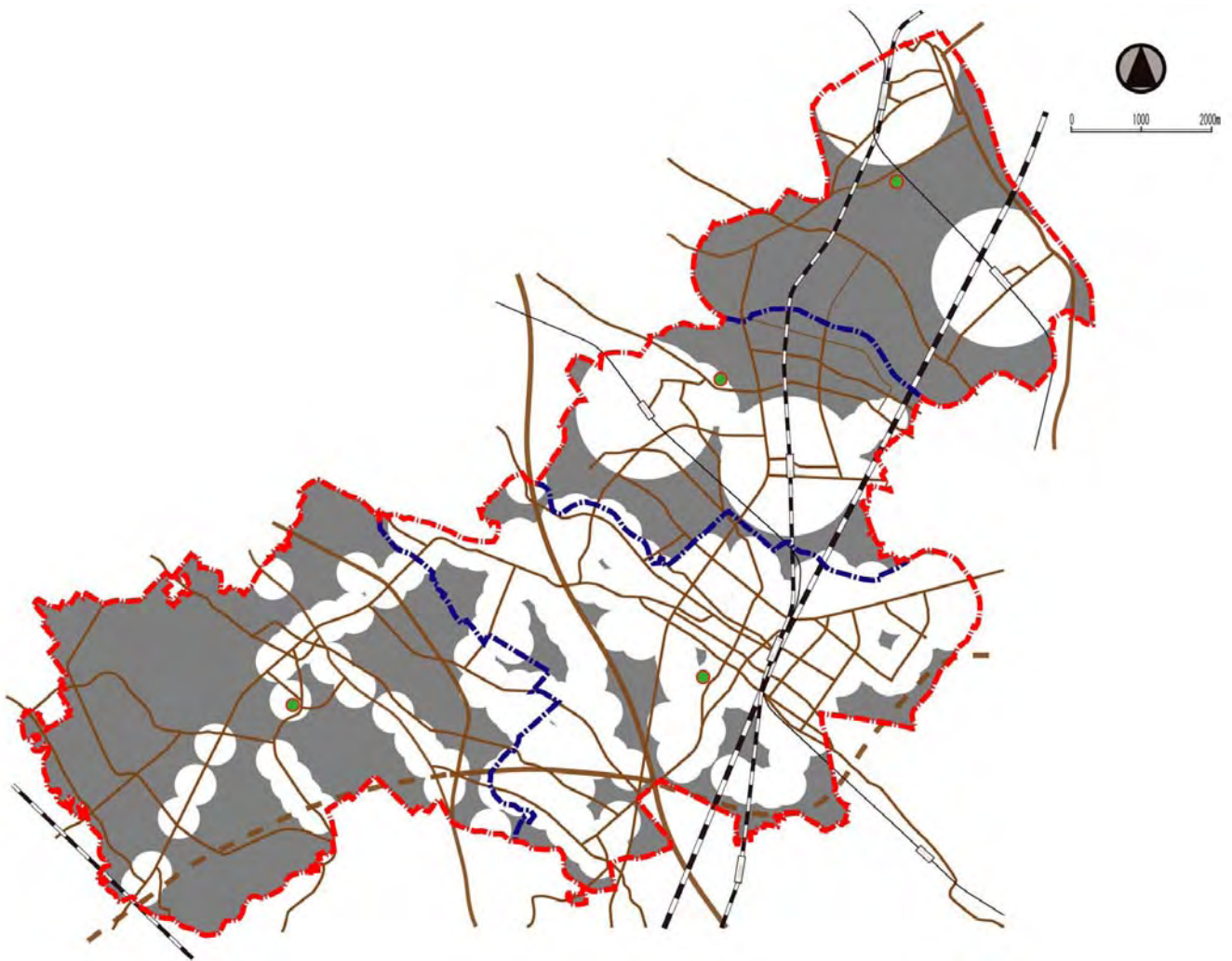


図 久喜市内の公共交通不便地域図

- 凡 例
- : 公共交通不便地域
  - : 市役所、総合支所
  - : 久喜市行政界
  - : 地区境界

鉄道駅から1km以遠、バス停留所から300m以遠の地域を公共交通不便地域とした。



## (2) 新たな地域生活交通網とその体系

誰もが健康で安心して暮らせる交通環境を目指し、高齢者・障がい者等の交通弱者<sup>\*4</sup>の移動手段と公共交通不便地域<sup>\*2</sup>における日常交通の確保を重視した新たな地域生活交通網を、次のとおり整備します。

### ①市内循環バス

利用者がある程度まとまっている地域では、バス路線、バス停、時刻表が決められている市内循環バスを運行します。

市内循環バスは、久喜駅と久喜地区内主要施設間を運行するとともに、既存の一部路線を一部延伸し、菖蒲東部地区及び鷲宮南部地区へ運行します。



### ②デマンド交通

人口密度が低く、公共交通不便地域<sup>\*2</sup>が広範囲に広がる地区で、定時・定路線で運行するバスの利用者が少ない地域では、デマンド交通<sup>\*12</sup>を運行します。

本市が新たに導入するデマンド交通<sup>\*12</sup>の運行形態は、高齢者などバス停までの歩行が大変な方の利用に適している自宅からあらかじめ定められた目的地(乗降ポイント)で乗降りするエリア型の運行形態を導入します。

デマンド交通<sup>\*12</sup>は、菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区をそれぞれ運行対象エリアとして運行します。

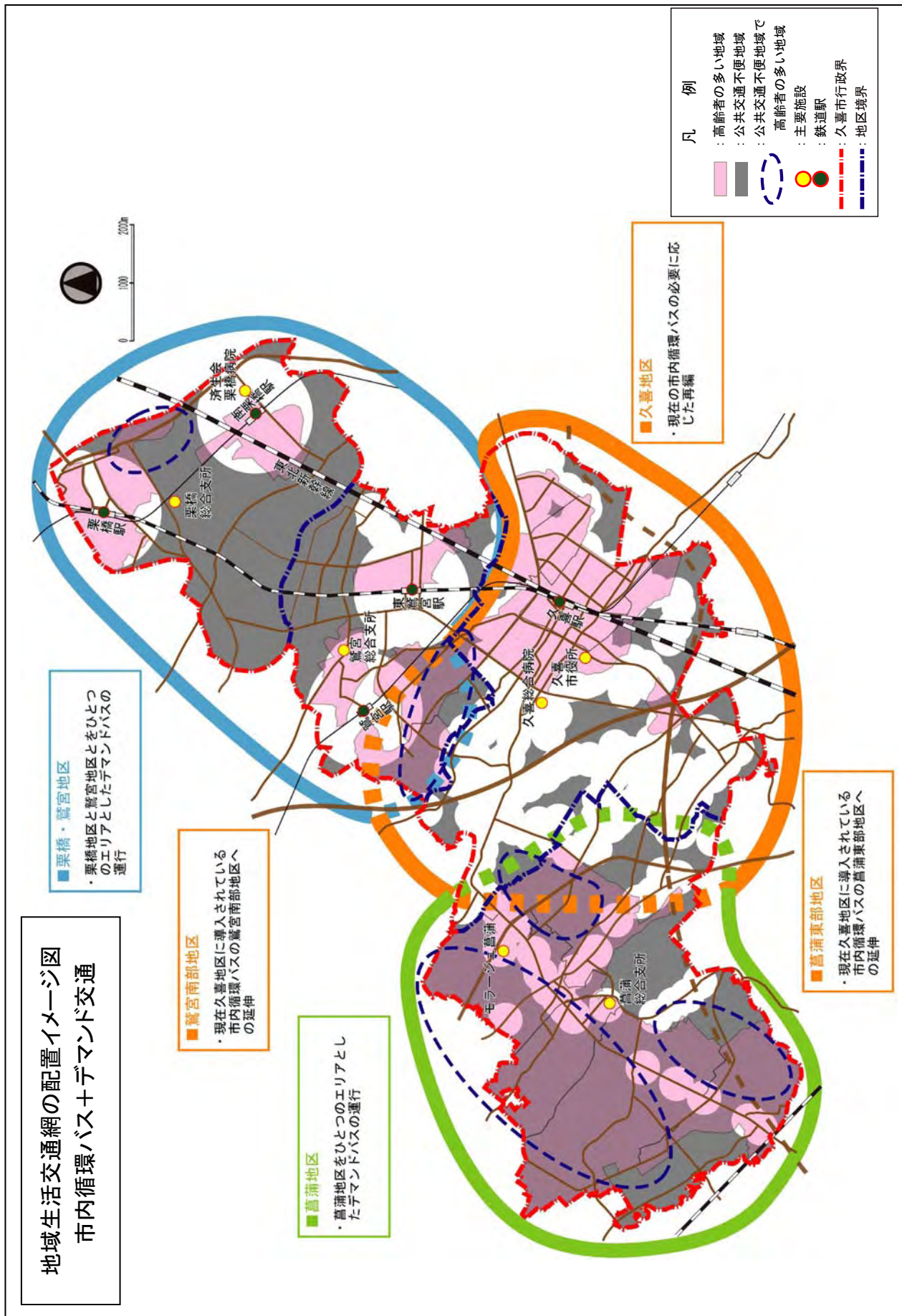


図 地域生活交通網の配置イメージ図 市内循環バス+デマンド交通

## 5 市内循環バスの運行計画

### (1) 菖蒲東部地区及び鷺宮南部地区への延伸計画

現在、久喜地区を運行している市内循環バスを延伸して、菖蒲東部地区及び鷺宮南部地区への路線を、以下のように計画します。

	菖蒲東部地区	鷺宮南部地区
延伸エリア	三箇地区まで延伸 除堀所久喜循環の延伸	わし宮団地まで延伸 久喜本循環の延伸
延伸後の運行距離	総運行距離 24.2 km 現ルート 20.4 km (3.8 km増)	総運行距離 10.1 km 現ルート 5.7 km (4.4 km増)
延伸後の所要時間	所要時間 70分 現ルート 61分 (9分増)	所要時間 34分 現ルート 23分 (11分増)
延伸後の停留所数	停留所数 57箇所 現ルート 53箇所 (4箇所増)	停留所数 25箇所 現ルート 20箇所 (5箇所増)

### (2) 延伸計画に伴う既存路線への影響

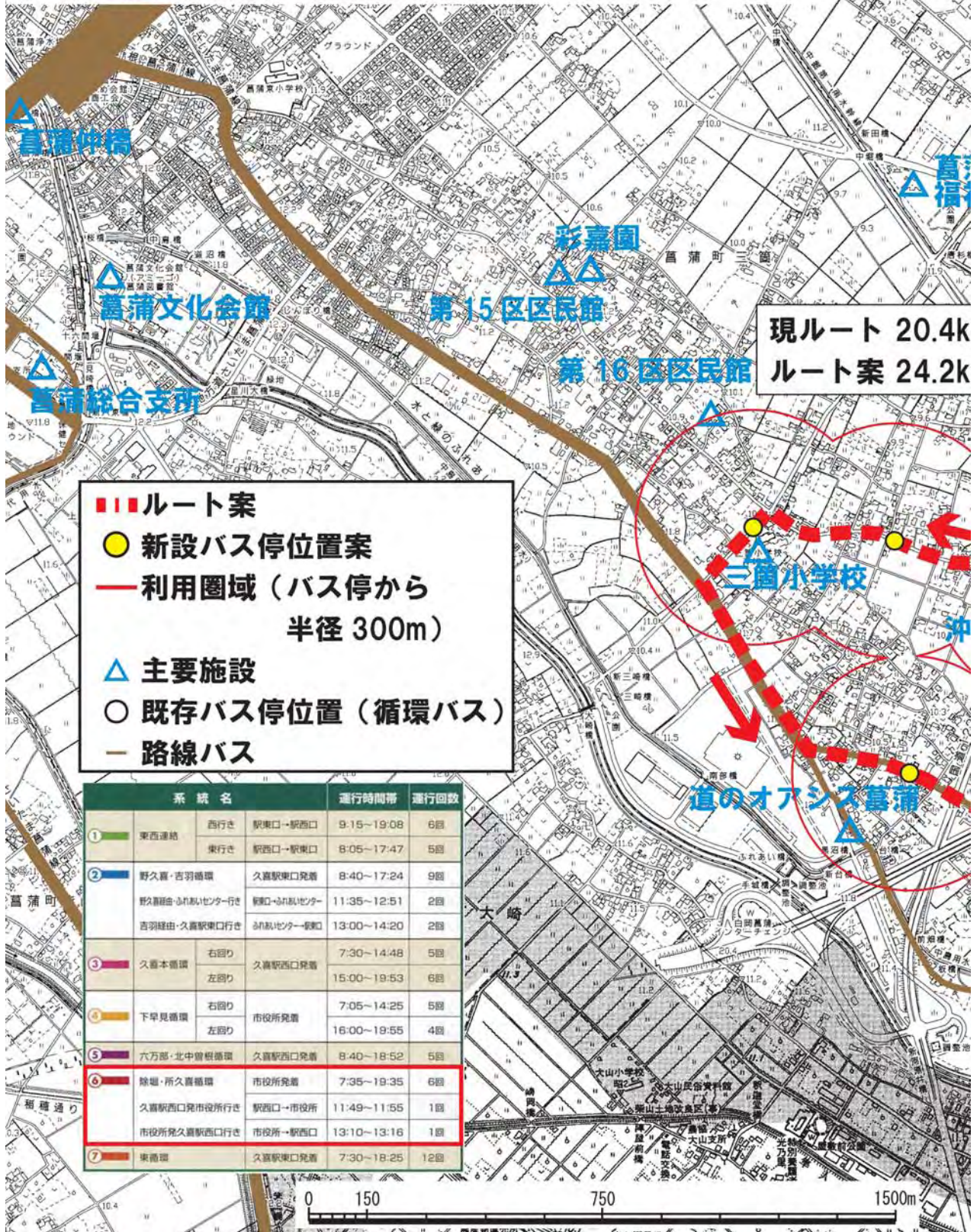
路線を延伸することにより、除堀所久喜循環と久喜本循環の2路線の運行時間が延びるため、現在4台の車両で7ルート、69便の運行が、4便の減となります。

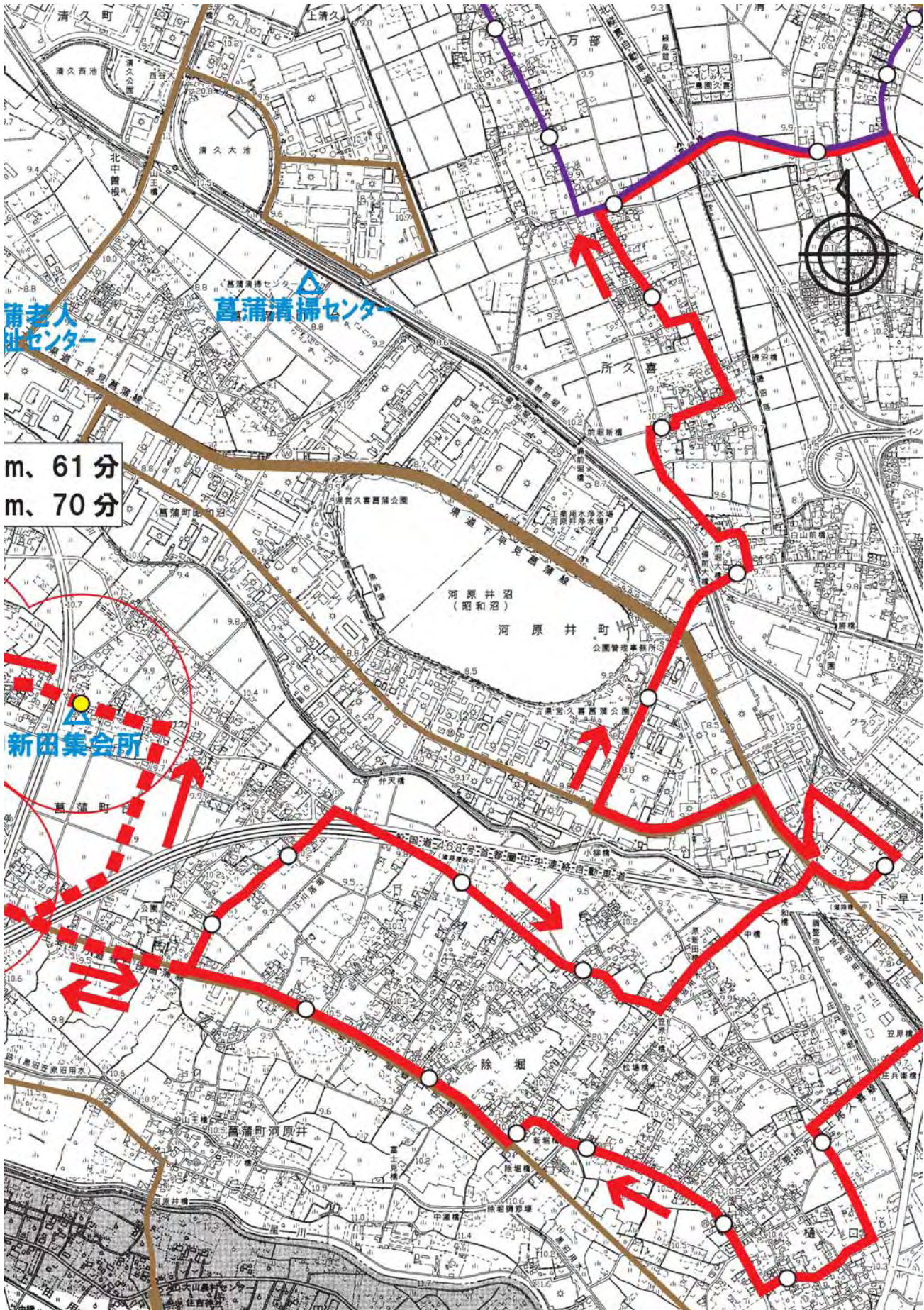
なお、市内循環バスの延伸後の具体的な時刻表については、運行事業者と調整を行い、利用者に不便をきたすことのないように調整を図ります。

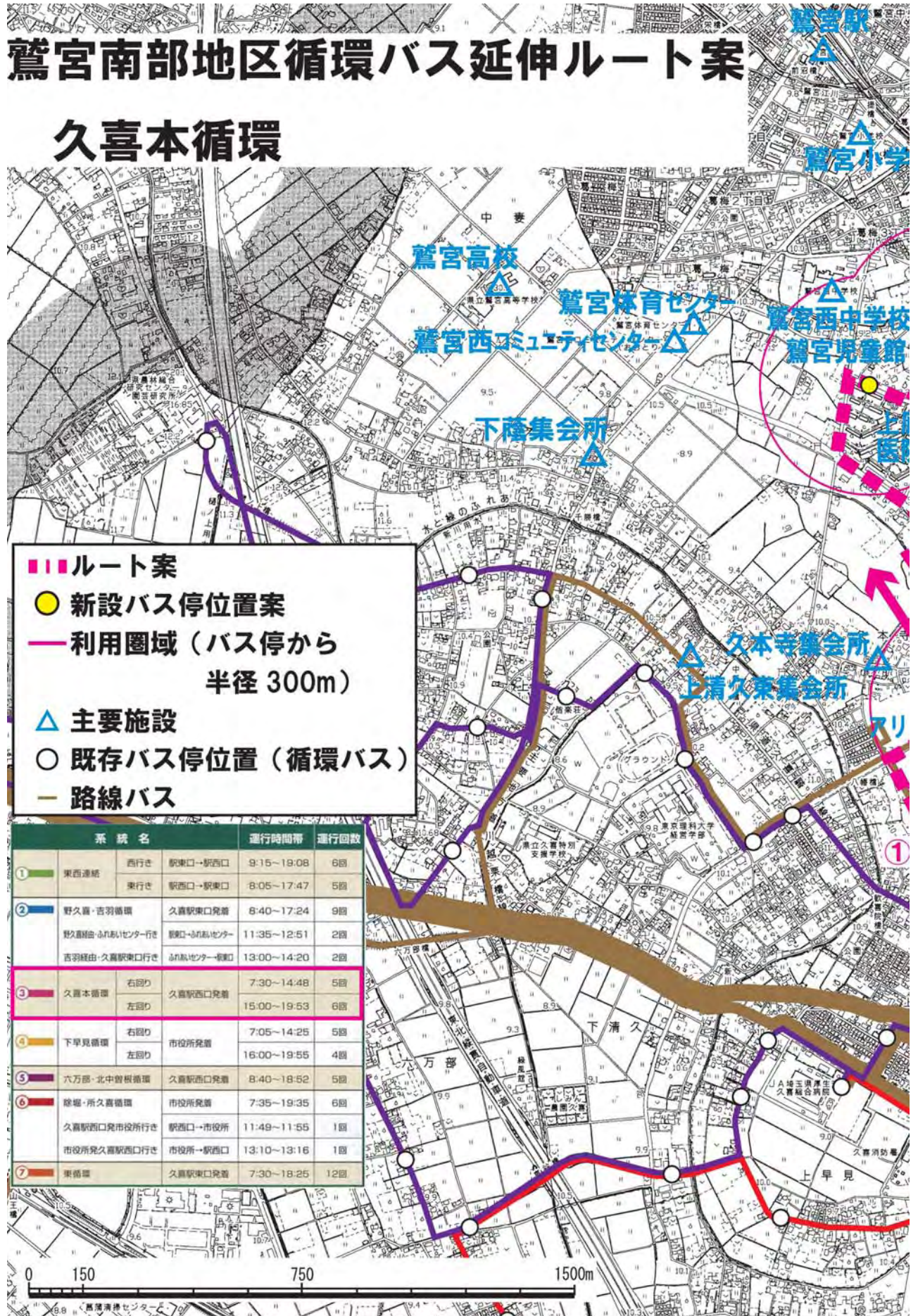


# 菖蒲東部地区循環バス延伸ルート案

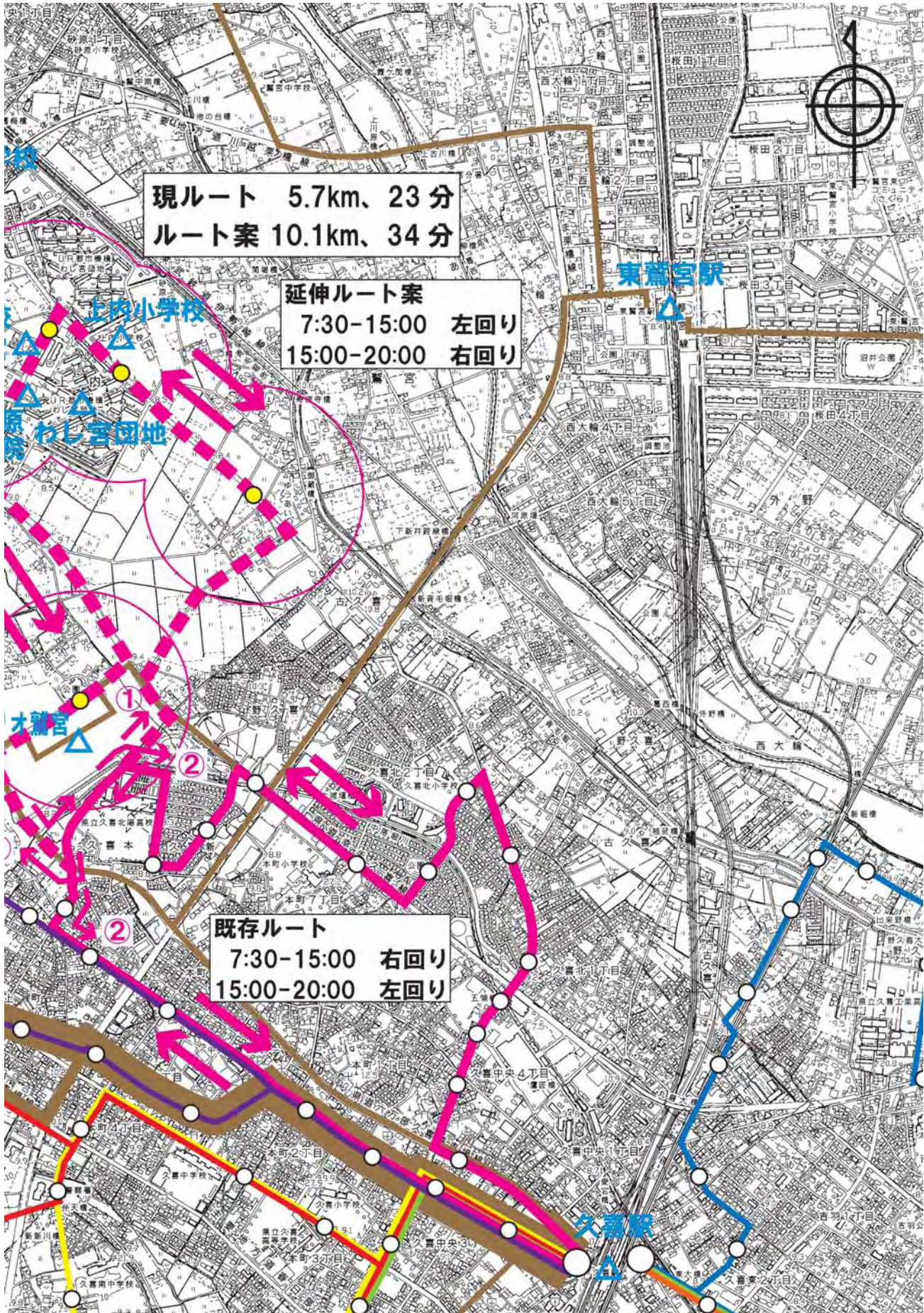
## 除堀・所久喜循環











## 6 デマンド交通の運行計画

## (1) デマンド交通の運行形態

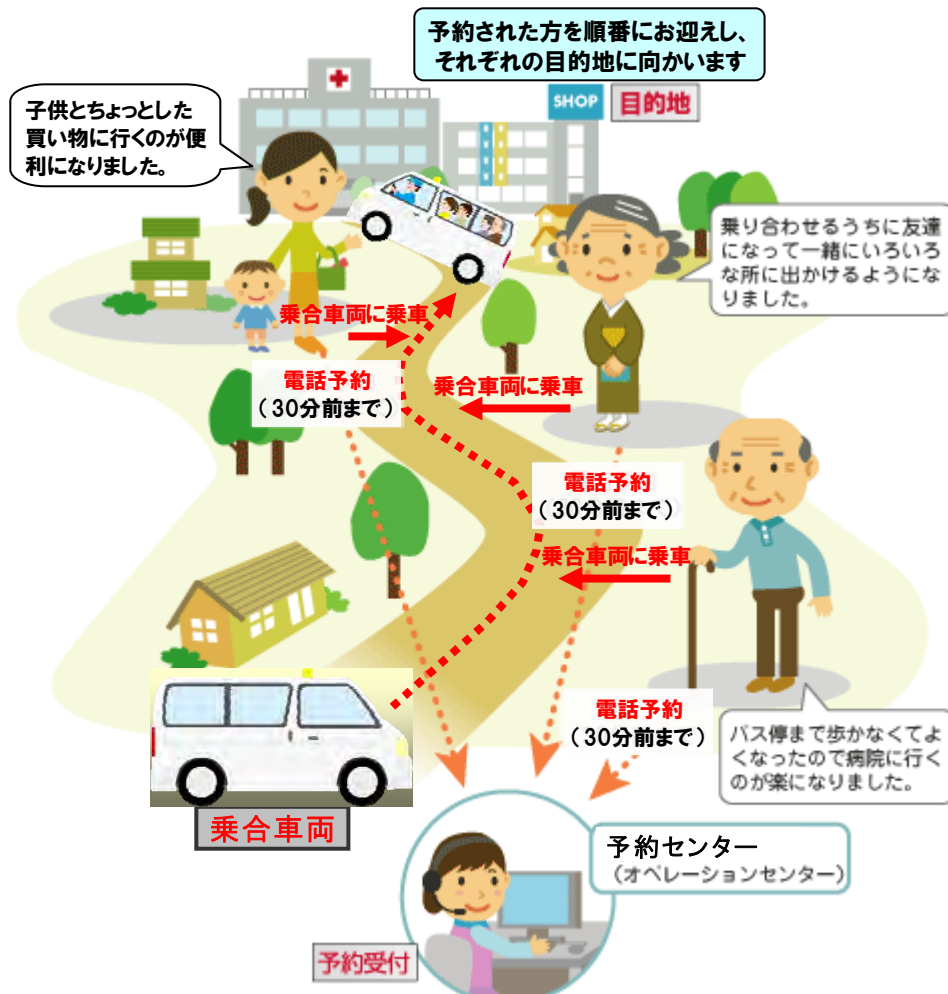
デマンド交通<sup>\*12</sup>の運行形態は、決まった時間に決まったルートを運行する路線バスや、自由な時間に自由な場所で乗降ができるタクシーとは異なります。

本市が行うデマンド交通<sup>\*12</sup>は、あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地（乗降ポイント）まで、乗り合いにより移動する運行形態とします。

自宅等から乗車し、目的地まで移動したり、また逆に目的地から乗車し、自宅まで移動したりすることができることから、近隣を路線バス等が運行していない地域にお住まいの方や、バス停までの移動が困難な方も安心して利用することができます。

また、予約（需要）に応じて、乗り合いにより運行することで、運行コストが抑えられ、運賃を安価に設定することが可能であるとともに環境負荷の低減にもつながります。

図 エリア型のイメージ

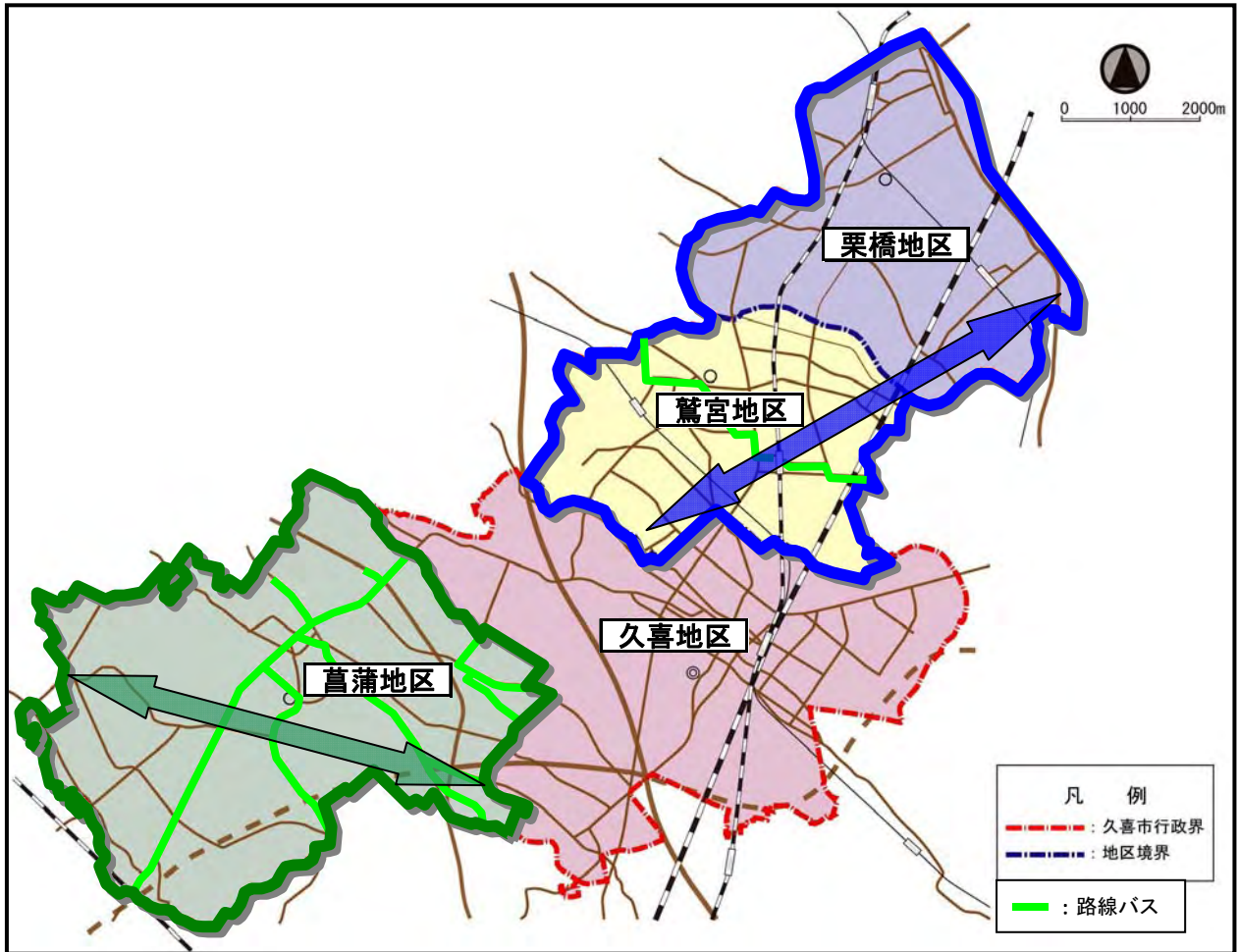


※目的地から自宅まで帰るときも、電話予約して利用することが可能です。

(2) 運行対象エリア

デマンド交通<sup>\*12</sup>は、幹線システムとしての民間事業者が運行する鉄道及び路線バスを補完し、交通手段の選択肢が少ない高齢者や障がい者、近くにバス停などがない公共交通不便地区に配慮することを目的とし、運行が乗り合いの効果を発揮できるように久喜市内の菖蒲地区（27.37km<sup>2</sup>）及び栗橋・鷺宮地区（29.68km<sup>2</sup>）の2つのエリアに分け、エリア内移動のデマンド交通<sup>\*12</sup>を運行します。

図 運行対象エリア



・運行パターン

【自宅から目的地へ】



【目的地から自宅へ】



【目的地から目的地へ】



### (3) 目的地と乗降ポイント

高齢者や障がい者への健康、福祉、買物、通院等の日常生活の移動の不便に対応し、地域生活交通の支線システムとしての役割が主目的となるため、地区ごとに以下の施設を目的地とし、将来的には利用傾向、要望等に基づき見直しを実施します。

エリア内での移動先としては、鉄道駅、公民館等公共施設、医療機関、大規模店舗等とします。

#### 【菖蒲地区】

エリア内の自宅等から総合支所、老人福祉センター、小・中学校、文化会館、公民館、公園、金融機関、医療機関、大規模店舗等まで運行可能

#### 【栗橋・鷺宮地区】

エリア内の自宅等から鉄道駅、総合支所、福祉センター、小・中学校、文化会館、公民館、コミュニティセンター、公園、金融機関、医療機関、大規模店舗等まで運行可能



## ●目的地等（乗降ポイント）の選定方法

目的地等は、高齢者や障がい者、近くにバス停などがない公共交通不便地域<sup>\*2</sup>への買物、通院、生涯学習活動、健康維持活動への日常生活の移動不便に対応するよう下記の種別を選定しました。

種別	考え方
支所等	日常生活における行政手続きへの対応
保健・医療施設	予防接種、がん検診等定期的な保健サービスへの対応
介護・高齢者福祉施設	定期的な施設利用への対応
社会福祉・障がい者福祉施設	定期的な施設利用への対応
児童福祉施設	定期的な施設利用への対応
保育園・幼稚園	地域活動等の利用への対応
小・中学校及び高等学校	地域活動等の利用への対応
公民館・コミュニティセンター等	会合、学習活動等の利用への対応
スポーツ・レクリエーション ・公園	スポーツ・レクリエーション活動等の利用への対応
図書館等	情報収集や学習活動等の利用への対応
農業・商業・勤労者施設	会合、学習活動等の利用への対応
郵便局	日常生活における金融サービスへの対応
金融機関	日常生活における金融サービスへの対応
医療機関、歯科医療機関	日常生活における通院利用への対応
接骨・整骨院等	日常生活における通院利用への対応
大規模店舗等	日常生活における買物利用への対応
鉄道駅	幹線交通と連携を図り、移動支援に対応
観光施設等	レクリエーション活動等の利用への対応

※路線バスへ接続する目的地(乗降ポイント)についても予定しています。

主な乗降ポイント  
菖蒲地区





# 主な乗降ポイント 栗橋・鷺宮地区

鷺宮総合支所


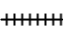





鷺宮西コミュニティセンター  
(おおとり)







-  新幹線・JR
-  東武鉄道
-  高速道路
-  主要道路
-  乗降ポイント

## ●目的地乗降ポイント ～菖蒲地区～

### 菖蒲地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
1	支所等	菖蒲総合支所	菖蒲町新堀38
2		久喜消防署菖蒲分署	菖蒲町新堀964-1
3		久喜警察署菖蒲交番	菖蒲町新堀550-5
4		久喜警察署小林駐在所	菖蒲町小林2264-8
5	保健・医療施設	菖蒲保健センター	菖蒲町新堀1
6	介護・高齢者福祉施設	菖蒲老人福祉センター	菖蒲町三箇2904
7		彩嘉園	菖蒲町三箇1235-1
8		介護老人福祉施設 しょうぶの里	菖蒲町下栢間2815-1
9		デイサービスセンター遊・菖蒲	菖蒲町下栢間2362
10		しょうぶの里デイサービスセンター藤の木	菖蒲町菖蒲293-2
11		ひだまり	菖蒲町菖蒲452-10
12	児童福祉施設	久喜市ファミリー・サポート・センター菖蒲	菖蒲町新堀38
13		おばやし保育園・子育て支援センター(いちご広場)	菖蒲町小林2848-1
14		あやめ保育園	菖蒲町三箇181-1
15		長龍寺幼稚園	菖蒲町三箇992
16		しょうぶ会館	菖蒲町菖蒲1077-1
17		認定こども園しょうぶ保育園	菖蒲町菖蒲414-1
18		菖蒲幼稚園	菖蒲町菖蒲410-4
19		小・中学校	小林小学校
20	菖蒲南中学校		菖蒲町小林110
21	菖蒲中学校		菖蒲町上大崎860
22	栢間小学校		菖蒲町下栢間2720
23	菖蒲小学校		菖蒲町菖蒲625
24	菖蒲東小学校		菖蒲町菖蒲427
25	三箇小学校		菖蒲町台852-1
26	公民館	森下公民館	菖蒲町下栢間5495-2
27	・コミュニティセンター等	菖蒲文化会館(アミーゴ)	菖蒲町菖蒲85-1
28	スポーツ	八束緑地グラウンド	菖蒲町新堀7
29	・レクリエーション・公園	あやめ公園	菖蒲町新堀1695
30		物見塚公園	菖蒲町新堀1695-16
31		上大崎運動公園	菖蒲町上大崎872
32		鎮守の森公園	菖蒲町上栢間3312-1
33		ふれあい広場	菖蒲町三箇2834
34		菖蒲温水プール(アクレ)	菖蒲町三箇164-1
35		三崎の森公園	菖蒲町三箇5-5
36		寺田緑地グラウンド	菖蒲町菖蒲5013-42
37		しらすぎ公園	菖蒲町菖蒲10
38		寺田公園	菖蒲町菖蒲5013-91
39		菖蒲見沼緑地	菖蒲町菖蒲247-3先
40		久喜菖蒲公園	菖蒲町昭和沼地内
41	農業・商業・勤労者施設	農業者トレーニングセンター	菖蒲町上大崎820-1

## 菖蒲地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
42	農業・商業・勤労者施設	しみん農園菖蒲	菖蒲町下栢間966-1
43		労働会館(あやめ会館)	菖蒲町菖蒲193-1
44		彩農業協同組合 菖蒲グリーンセンター	菖蒲町小林227
45	郵便局	菖蒲郵便局	菖蒲町菖蒲5013-51
46	金融機関	南彩農業協同組合 本店	菖蒲町新堀473
47		南彩農業協同組合 小林支店	菖蒲町小林2302
48		南彩農業協同組合 三箇支店	菖蒲町三箇1342-1
49		南彩農業協同組合 寺田支店	菖蒲町三箇2249
50		南彩農業協同組合 栢間支店	菖蒲町下栢間2653-14
51		埼玉りそな銀行 菖蒲支店	菖蒲町菖蒲179-1
52		南彩農業協同組合 菖蒲支店	菖蒲町菖蒲902-1
53	医療機関	島田歯科医院	菖蒲町小林2352
54		大嶋歯科医院	菖蒲町三箇826-1
55		荻野歯科クリニック	菖蒲町三箇1257
56		ファミリー歯科医院	菖蒲町三箇2226
57		三須医院	菖蒲町下栢間2814
58		新井歯科分院	菖蒲町下栢間307
59		岩崎医院	菖蒲町菖蒲618
60		宮嶋整形外科	菖蒲町菖蒲4031
61		山崎整形外科	菖蒲町菖蒲335
62		平澤歯科医院	菖蒲町菖蒲274
63	接骨・整骨院等	三愛治療院	菖蒲町上大崎448-1
64		かやま治療院	菖蒲町下栢間2736-2
65		つたえ接骨院	菖蒲町菖蒲191-19
66	大規模店舗等	モラージュ菖蒲	菖蒲町菖蒲6005番地1
67		フォレオ菖蒲	菖蒲町菖蒲4900
68		マミーマート菖蒲店	菖蒲町三箇477-1
69		しまむら菖蒲店	菖蒲町菖蒲4937-1
70		ウエルシア菖蒲店	菖蒲町三箇529
71		ドラッグセイムス菖蒲店	菖蒲町下栢間2032-5
72		ヤオコー菖蒲店	菖蒲町菖蒲257-1
73		ドラッグストアセキ菖蒲店	菖蒲町菖蒲570-1
74	観光施設等	下新堀久伊豆神社	菖蒲町新堀600
75		西願寺	菖蒲町新堀667
76		南蔵院	菖蒲町新堀2585
77		永昌寺	菖蒲町新堀582
78		上新堀久伊豆神社	菖蒲町新堀2364
79		菖蒲城趾あやめ園	菖蒲町新堀字菖蒲975他
80		小林神社	菖蒲町小林2483
81		妙福寺	菖蒲町小林2389
82		正眼寺	菖蒲町小林4335
83		金剛院	菖蒲町上大崎197
84		大崎神社	菖蒲町上大崎194
85		長松寺	菖蒲町上大崎580

## 菖蒲地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
86	観光施設等	天王山塚古墳	菖蒲町上栢間3284-1
87		正眼寺	菖蒲町小林4335
88		金剛院	菖蒲町上大崎197
89		大崎神社	菖蒲町上大崎194
90		長松寺	菖蒲町上大崎580
91		天王山塚古墳	菖蒲町上栢間3284-1
92		神明神社	菖蒲町上栢間3366
93		正法院	菖蒲町上栢間2767
94		幸福寺	菖蒲町河原井137
95		三箇神社	菖蒲町三箇857
96		永勝寺	菖蒲町三箇898-1
97		長龍寺	菖蒲町三箇999
98		常観堂	菖蒲町柴山枝郷1526-1
99		八雲神社	菖蒲町柴山枝郷77
100		幸福寺	菖蒲町下栢間7
101		善宗寺	菖蒲町下栢間2639
102		吉祥院	菖蒲町菖蒲655
103		長福寺	菖蒲町菖蒲4531
104	みちのオアシス菖蒲	菖蒲町台790-7	
105	台久伊豆神社	菖蒲町台855-1	

※路線バスへ接続する目的地(乗降ポイント)についても予定しています。

## ●目的地乗降ポイント ～栗橋・鷺宮地区～

### 栗橋・鷺宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種別	施設名	住所
1	支所等	栗橋総合支所	間鎌251-1
2		国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所	栗橋北2-19-1
3		久喜消防署栗橋分署	栗橋324-2
4		幸手警察署栗橋交番	栗橋中央2-6-1
5		幸手警察署南栗橋交番	南栗橋4-15-5
6		鷺宮総合支所	鷺宮6丁目1-1
7		久喜警察署鷺宮交番	葛梅3-11-1
8		久喜警察署東鷺宮駅前交番	桜田3-1-2
9		久喜消防署鷺宮分署	西大輪2111-6
10	保健・医療施設	鷺宮保健センター	鷺宮6-1-2
11	介護・高齢者福祉施設	ハーウィル栗橋	間鎌470-1
12		グループホーム きらら(ぬくもりの家)	伊坂460-1
13		介護老人福祉施設 栗橋翔裕園	栗橋310-1
14		しずか	栗橋1563-2
15		老人保健施設 栗橋ナーシングホーム翔裕園	小右衛門951-1
16		グループホーム ひだまりの家 栗橋	小右衛門887-2
17		ブラウドビル栗橋 デイセンター	佐間787-5
18		鷺宮福祉センター	鷺宮6-1-5
19		かぐらの里デイサービスセンター	鷺宮2-13-14
20		わしのみやりハビリティサービス	鷺宮3-2284-1
21		介護老人福祉施設 鷺宮苑	上川崎607
22		デイサービスセンター クローバー	栄1-2-1
23		介護老人福祉施設 恒寿苑	中妻902-1
24		デイサービスポケット	八甫4-93-1
25		介護老人保健施設 桜田	東大輪2039-4
26	社会福祉	健康福祉センター(くりむ)	間鎌255-1
27	・障がい者福祉施設	くりの木	間鎌276-2
28		ゆう・あい	上内327-6
29		あゆみの郷	東大輪2273-1
30	児童福祉施設	鷺宮地域子育て支援センター	鷺宮2-6-19
31		鷺宮児童館	上内878
32	保育園・幼稚園	栗橋さくら幼稚園	伊坂46
33		さくらのもり保育園	伊坂135
34		なずな保育園	栗橋東2-16-13-2
35		栗橋白百合幼稚園	栗橋東2-13-1
36		栗橋保育園	小右衛門1483
37		おおしか保育園	佐間1145
38		栗橋幼稚園	中里1044-1
39		鷺宮幼稚園	鷺宮3-6-2
40		あさひ保育園	鷺宮5-32-15
41		鷺宮保育園	上内1446-1

## 栗橋・鷺宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
42	保育園・幼稚園	銀の笛幼稚園	上内572
43		鷺宮誠心幼稚園	上内478
44		桜田幼稚園	西大輪1-17-2
45	小・中学校	栗橋西中学校	間鎌330-1
46		栗橋東中学校	栗橋1425
47		栗橋小学校	栗橋東3-3-1
48		栗橋西小学校	佐間266-1
49		栗橋南小学校	南栗橋4-21-1
50		鷺宮中学校	鷺宮782
51		上内小学校	上内716
52		鷺宮西中学校	上内1797
53		鷺宮小学校	葛梅113
54		東鷺宮小学校	桜田3-10-1
55		砂原小学校	砂原1-4-1
56		鷺宮東中学校	八甫4-46
57		桜田小学校	東大輪311
58	高等学校	栗橋北彩高等学校	伊坂1
59		鷺宮高等学校	中妻1020
60	公民館 ・コミュニティセンター等	栗橋文化会館(イリス)	伊坂1557
61		栗橋公民館	栗橋中央2-7-1
62		栗橋いきいき活動センターしずか館	栗橋中央1-11-1
63		栗橋コミュニティセンター(くぶる)	中里1048-1
64		鷺宮公民館	鷺宮6-1-4
65		内下集会所	鷺宮160-11
66		鷺宮東コミュニティセンター(さくら)	桜田3-10-2
67		鷺宮西コミュニティセンター(おおとり)	中妻785-2
68	スポーツ ・レクリエーション・公園	栗橋B&G海洋センター	伊坂1551-1
69		県営権現堂公園(1号)	小右衛門50
70		南栗橋スポーツ広場	南栗橋12-6-1
71		南栗橋近隣公園(テニスコート)	南栗橋10-18-2
72		豊田コミュニティプラザ	南栗橋12-1
73		蓮沼公園	南栗橋5-10
74		大堀公園	南栗橋1-4-2
75		丁張公園	南栗橋2-4
76		魚越公園	南栗橋3-8
77		狐塚公園	南栗橋7-11
78		大沼公園	南栗橋8-4-1
79		内沼公園	南栗橋11-9-1
80		鷺宮運動広場	鷺宮6-3120
81		鷺宮温水プール	鷺宮6-4-1
82		美津児公園	鷺宮5-5-6
83		七曲公園	葛梅1-8-2
84		芝間公園	葛梅2-2-5
85	葛梅公園	葛梅2-15-1	

## 栗橋・鷺宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
86	スポーツ	堤下公園	葛梅1-29-2
87	・レクリエーション・公園	福寿公園	葛梅3-3-5
88		前沼公園	栄1-10
89		沼井公園	桜田3-13-2
90		桜田運動公園テニスコート	桜田2-7-1
91		深田公園	桜田4-8-6
92		くすのき公園	桜田1-11
93		あけぼのすぎ公園	桜田1-25
94		さくら公園	桜田2-3
95		弦代公園	桜田5-3-2
96		鷺宮体育センター	中妻776
97		西大輪運動広場	西大輪1396
98		浅間下公園	西大輪1-7
99		原山公園	西大輪2-4
100		原始公園	西大輪3-14
101		河原ふれあい公園	西大輪5-2
102	図書館等	鷺宮図書館	鷺宮5-33-1
103	農業・商業・勤労者施設	栗橋商工会館	間鎌256-1
104		しみん農園栗橋	栗橋483
105		鷺宮商工会館	鷺宮4-8-8
106		農業センター	鷺宮580
107		花と香りのふれあいセンター(あおぞら)	八甫4-106-1
108	郵便局	栗橋郵便局	栗橋東2-4-6
109		南栗橋郵便局	南栗橋5-5-11
110		鷺宮郵便局	鷺宮4-1-6
111		鷺宮上内郵便局	上内478
112		東鷺宮駅前郵便局	桜田3-1-6
113	金融機関	埼玉みずほ農業協同組合 栗橋支店	間鎌290
114		川口信用金庫 栗橋支店	栗橋中央1-9-23
115		埼玉りそな銀行 栗橋支店	栗橋東2-2-1
116		川口信用金庫 鷺宮支店	葛梅1-19-1
117		埼玉みずほ農業協同組合 桜田支店	東大輪441
118		埼玉りそな銀行 鷺宮支店	鷺宮中央2-1-27
119		埼玉みずほ農業協同組合 鷺宮支店	鷺宮中央1-2-5
120	医療機関	まがま内科	間鎌294
121		さかた内科クリニック	伊坂1857-1
122		わたなベクリニック	河原代861-3
123		生駒医院	栗橋中央1-12-11
124		浅川医院	栗橋東2-7-18
125		高橋医院	栗橋東1-7-1
126		はしもとクリニック	栗橋東5-30-2
127		山下整形外科	栗橋東1-5-30
128		済生会栗橋病院	小右衛門714-6
129		南栗橋脳神経クリニック	南栗橋1-2-1SKYビル2階

## 栗橋・鷺宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
130	医療機関	たかはし耳鼻咽喉科	南栗橋4-14-1南栗橋シティセンタービル2階
131		大橋医院	鷺宮3-16-5
132		小林医院	鷺宮2-13-3
133		酒井整形外科医院	鷺宮4-9-30
134		高田医院	鷺宮4-5-30
135		高橋医院	上内1746
136		依田耳鼻咽喉科医院	上内1177-3
137		相沢内科医院	葛梅1-25-1
138		東鷺宮病院	桜田3-9-3
139		岸田医院	外野466-1
140		朝比奈医院	西大輪1924-8
141		矢部医院	東大輪113-3
142		矢作整形外科・内科	東大輪143-3
143		堀中脳神経外科クリニック	東大輪507-1
144		かとう皮膚科クリニック	八甫361-2
145	おおぎや眼科	八甫4-113-5	
146	歯科医療機関	へいきちのおやこ歯科医院	伊坂1843
147		渡辺歯科医院	伊坂469-5
148		ほりこし歯科医院	伊坂575-3
149		とし歯科医院	河原代732-1
150		小林歯科医院	栗橋北2-8-40
151		山中歯科医院	栗橋北1-5-7
152		医療法人社団齊藤歯科医院	栗橋中央2-15-1
153		うちの歯科クリニック	栗橋中央1-2-10-7
154		忍田歯科医院	栗橋東4-20-19
155		澤口歯科医院	栗橋東2-7-1
156		歯科小林医院	栗橋東1-7-13
157		やすき歯科医院	小右衛門946-2
158		本多歯科医院	南栗橋4-14-1
159		上岡歯科医院	鷺宮1-9-19
160		はすみ歯科医院	鷺宮695-1
161		はまだ歯科クリニック	鷺宮4-7-8
162		本多歯科医院	鷺宮2-11-25
163		ままだ歯科医院	鷺宮1-2-23
164		鷺宮歯科医院	上内478 わし宮団地2-6-101
165		大塚歯科医院	葛梅1-17-1
166		神澤歯科医院	葛梅312-4
167		ふくしま歯科	桜田1-21-3
168		松原歯科医院	桜田4-5-4
169		ツトム歯科	中妻411-8
170		野村歯科医院	東大輪1153
171		杉原歯科医院	東大輪330-2
172		フローラデンタルクリニック	鷺宮中央1-10-13
173		田村歯科クリニック	鷺宮中央1-25-5



## 栗橋・鷲宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
174	歯科医療機関	後藤歯科医院	鷲宮中央1-4-8
175	接骨・整骨院等	関口整骨院	栗橋中央1-14-29
176		福尾接骨院	西大輪3-3-8
177		久保接骨院	栗橋東2-8-11
178		吹越接骨院	桜田3-10-30
179		いさか整骨院	伊坂590-2
180		さくら整骨院	栗橋東1-3-19
181		おのづか接骨院	八甫4-85-7
182		金子接骨院	鷲宮5-13-31
183		栗橋整骨院	栗橋中央1-15-24
184		津久井接骨院	鷲宮中央1-16-19
185		岡田マッサージ治療院	伊坂654-2
186		秋谷和正	栗橋中央1-8-10
187		依田接骨院	鷲宮中央1-16-27
188		清水施療院	小右衛門640-42
189		浜野鍼灸マッサージ院	上内478-1-28-203
190		渡辺理療院	西大輪1331-18
191		池田米子	栗橋中央2-18-30
192	大規模店舗等	しまむら栗橋店	伊坂1512-1
193		ベシア栗橋店	栗橋東6-15-1
194		マルヤ南栗橋店	南栗橋4-5-10
195		カンセキ鷲宮店	鷲宮3-26-6
196		ザ・ダイソー100円館鷲宮店	鷲宮6-8-45
197		アリオ鷲宮	久本寺7-1
198		マルヤ鷲宮店	葛梅1-20-8
199		ダイエー東鷲宮店	桜田3-2-1
200		ベスタ東鷲宮	桜田2-6-1
201		スーパーフレッシュ栗橋店	栗橋北2-2-28
202	駅	JR東日本・東武鉄道栗橋駅東口	伊坂字土取場1202-2
203		JR東日本・東武鉄道栗橋駅西口	伊坂字土取場1202-2
204		東武鉄道南栗橋駅東口	南栗橋1-20
205		東武鉄道南栗橋駅西口	南栗橋1-20
206		JR東日本東鷲宮駅東口	西大輪326
207		JR東日本東鷲宮駅西口	西大輪326
208		東武鉄道鷲宮駅東口	鷲宮中央1-1-17
209		東武鉄道鷲宮駅西口	鷲宮中央1-1-17
210		観光施設等	東福寺
211	迎盛院		伊坂1459
212	天満宮		北広島920-1
213	高秀寺		狐塚216
214	栗橋閔跡		栗橋北2-7
215	八坂神社		栗橋北2-15-1
216	経蔵院		栗橋北2-14-16
217	静御前の墓		栗橋中央1-2

## 栗橋・鷺宮地区 目的地(乗降ポイント)

No.	種 別	施 設 名	住 所
218	観光施設等	福寿院	栗橋中央2-8-6-2
219		深廣寺	栗橋東3-7-24
220		顯正寺	栗橋東3-14-14
221		梅澤太郎右衛門の墓(浄信寺)	栗橋東3-8-15
222		焙烙地蔵	栗橋東3-16-7
223		会津見送り稲荷	栗橋東6-22-35
224		一里塚(真光寺)	小右衛門516
225		定福院	佐間566
226		八幡神社	島川21
227		寶聚寺	高柳2208-1
228		香取神社	高柳1120
229		宝蔵院	松永415
230		鷺宮神社	鷺宮1-6-1
231		迦葉院	鷺宮6-16-1
232		寿徳寺	上内1282
233		正蓮寺	上川崎407
234		百観音温泉	西大輪2-19-1
235	密蔵寺	東大輪1746	

(4) 運行日及び運行時間帯

運行日は、月曜日～土曜日（日曜日・祝日・年末年始（12/29-1/3）運休）の運行とします。

また、運行時間帯は、買物や通院時間帯の利用に対応することを基本とし、7時から17時の間（発時刻）で設定します。



**月曜日～土曜日に運行**

運行時間帯は、買物や通院時間帯の

**7時から17時の間（発時刻）**



(5) 運行便数及び予約間隔

運行便数は、現行のサービス水準<sup>\*6</sup>や区域内において移動に要する1回あたりの所要時間等を考慮した上で、1時間に1便とし、需要に応じたサービスを確保します。

1回あたりの運行時間・距離を想定して、概ね1時間のダイヤ設定により10回/日とし、予約がある便を運行します。

●運行ダイヤ

【1時間間隔】

運行ダイヤ				
7:00	8:00	9:00	10:00	11:00
13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

## (6) 車両タイプ及び台数

デマンド交通<sup>\*12</sup>に使用する車両は、ワゴン車両または事業者が所有するセダン型車両を活用することが考えられますが、「乗り合い」の効果を発揮するために、多くの利用者が1台にまとまって乗っていただくこと、また、乗り降りのしやすさや乗り合いへの抵抗感を無くすことに配慮して、車両室内にゆとりのある10人以下の車両を各地区に2台ずつ計4台導入します。また、車両については、高齢者や障がい者の交通弱者<sup>\*4</sup>が乗降しやすいよう考慮し、リフト付ワゴン車両を各地区に1台ずつ計2台導入します。

### ●導入車両イメージ（リフト付きワゴン車の場合）



## (7) 運賃

デマンド交通<sup>\*12</sup>の利用運賃については、1回乗車ごとに300円と設定します。  
 なお、障がい者の運賃については半額の150円とし、子供の運賃については、市内循環バスと同様の割引を実施します。

### ●割引運賃

- ・障がい者：次に掲げている方については、150円
  - ①身体障害者手帳をお持ちの方で1級、2級、3級に該当する方
  - ②療育手帳をお持ちの方で(A)・A・Bに該当する方
  - ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、1級、2級に該当する方
  - ④上記①・②に該当する方で身体障害者手帳又は療育手帳の1種を有する方1人につき同伴の介護者1人
  
- ・子供：保護者1人につき引率の元にある小学生未満の方1人については無料

### ●久喜市市内循環バスの運賃：100円

ただし、次の方は無料

- ①保護者1人につき引率の元にある小学生未満の方1人
  - ②身体障害者手帳をお持ちの方で1級、2級、3級に該当する方
  - ③療育手帳をお持ちの方で(A)・A・Bに該当する方
  - ④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、1級、2級に該当する方
  - ⑤上記②・③に該当する方で身体障害者手帳又は療育手帳の1種を有する方1人につき同伴の介護者1人
- ※②・③・④に該当する方は「久喜市市内循環バス乗車証」の提示が必要となります。

## (8) 利用対象者

運行エリアは菖蒲、栗橋・鷺宮地区のみを対象としますが、デマンド交通<sup>\*12</sup>の利用対象者については、高齢者や障がい者、公共交通不便地区への買物、通院等や通勤・通学への不便を解消することが目的のため、市内に居住する者及び市内に通勤、通学する者とします。

## (9) 利用者登録

利用者、主な出発地・目的地、利用日、利用便等を事前に把握することや各便の運行経路等の迅速な設定や配車が適切、合理的にできるよう**予め利用登録**が必要です。

## (10) 予約受付とそのシステム

利用方法は、電話またはFAX連絡による事前予約制とし、運行事業者(市内を運行する乗合事業者<sup>\*14</sup>、また、今後乗合事業許可を取得する予定のある事業者)内の予約センターで、2つのエリアの予約を受け付けします。

受付時間は、7時から最終便発車の30分前である16時30分とし、予約期間は1週間前から乗りたい便の30分前までとします。

なお、第1便の予約は前日の16時30分までとします(前日が日曜・祝日等の場合は、利用日の前の運行日の16時30分まで)。

### ●利用例

利用便	予約開始	予約終了
月曜日の第1便(7時発)	1週間前の月曜日の7時より	土曜日の16時30分まで
月曜日の第2便(8時発)	1週間前の月曜日の7時より	利用当日月曜日の7時30分まで
火曜日の第1便(7時発)	1週間前の火曜日の7時より	利用前日月曜日の16時30分まで
土曜日の第10便(17時発)	1週間前の土曜日の7時より	利用当日土曜日の16時30分まで

※利用日の1週間前が祝日等運休日の場合は、その翌日(運行日)の7時より予約開始

●利用イメージ図

ご利用の流れ

**登録** デマンド交通を利用したいときは、予め登録が必要です。

登録申請書を入し、住所、氏名などの利用者情報を記入。

市役所(総合支所含む)および  
運行事業者の窓口へ提出  
(郵送やファックスも可能)。

**1. 電話予約** デマンド交通予約センターに電話で予約。  
帰りも予約したい方は同時に予約することが可能です。  
予約時間：7時～16時30分  
※第1便は前日まで

菖蒲町〇〇の久喜花子です。〇月〇日の9:00の便で自宅から総合支所までお願いします。  
帰りは、15:00の便で総合支所から自宅までお願いします。

**2. 予約受付** 予約センターのスタッフが予約を受け付けます。

予約を受け付けました。行きは9時過ぎにご自宅付近で、帰りは15時〇〇分頃に総合支所前でお待ちください。

でかけるとき

かえるとき

予約センタースタッフ

**3. お迎え** 各利用者のご自宅まで順番にお迎えにあげります。

デマンド交通

**3. お迎え** 乗降ポイントまでお迎えにあげります。

デマンド交通

**4. 目的地へ** 乗降ポイントまでお送りします。

デマンド交通

**4. ご自宅へ** ご自宅までお送りします。

デマンド交通

7 計画の推進

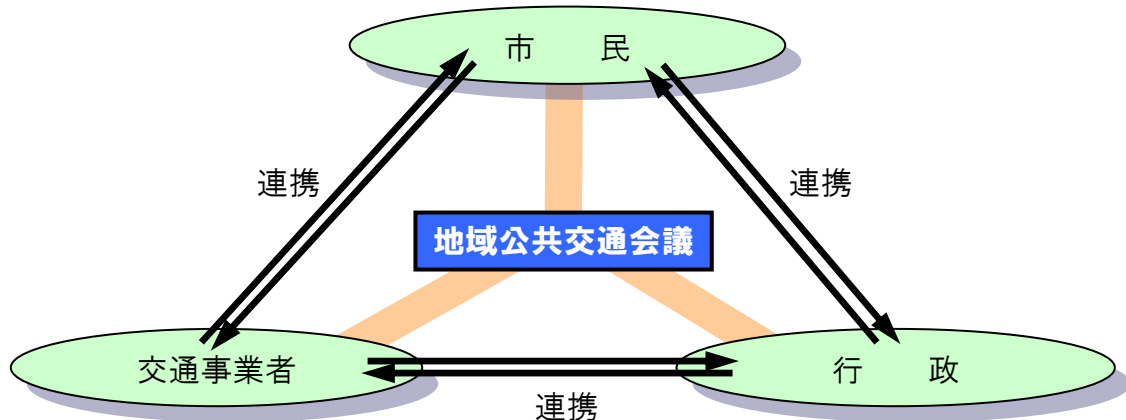
(1) 推進体制の充実

安全・便利で効率的かつ持続可能な公共交通システムを実現していくためには、行政だけではなく、市民、交通事業者等の関係者との協力体制の構築が重要です。

市民、交通事業者、行政等がそれぞれの役割分担を明確にしながら、久喜市地域公共交通会議<sup>\*11</sup>において、情報を共有し、本市において望ましい公共交通体系について、継続的に検討していく体制づくりに努めます。

市民・交通事業者・行政等の役割分担

<b>市 民</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○積極的に公共交通を利用するなど、利用者の立場からの協力をしていきます。</li> <li>○計画や利用促進活動への参画し、公共交通維持に関する意識啓発を図ります。</li> <li>○市の公共交通への取り組み等について理解していきます。</li> </ul>
<b>交通事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民ニーズに対応した利便性の高いサービスの提供を図りつつ、効率的な運営を行います。</li> <li>○利用した人が、また利用したくなるような接客を行います。</li> <li>○市からの委託により、市内循環バス及びデマンド交通の運行を行います。</li> <li>○計画や利用促進活動へ参画し、行政と協力して積極的に利便性の向上に努めます。</li> </ul>
<b>行 政</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内循環バス及びデマンド交通の主体となり、より良い公共交通システムの実現に向けた事業を進めます。運行は、交通事業者へ委託します。</li> <li>○公共交通利用促進のための広報活動等を実施します。</li> <li>○公共交通利用促進のため、市内事業者(企業、商業者)への協力要請を働きかけます。</li> <li>○事業の評価継続及び改善策の検討を行います。</li> <li>○より良い公共交通システムの実現のため、関係機関の調整役を行います。</li> </ul>





## (2) 事業計画の進行管理

市内循環バス・デマンド交通<sup>\*12</sup>事業を継続的に推進するためには、利用者のニーズに応じた改善や事業継続の判断などを行うことが必要です。

「久喜市地域公共交通会議<sup>\*11</sup>」を継続して運営し、PDCAサイクル<sup>\*17</sup>に基づく評価を行い、利用実績等の利用実態を検証しながら、事業全体を通じた改善を図っていくものとします。



## 資料編

---





## 資料1 久喜市地域公共交通会議条例

### 久喜市地域公共交通会議条例

平成24年6月29日

条例第27号

#### (設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、久喜市地域公共交通会議<sup>\*11</sup>(以下「交通会議」という。)を置く。

#### (所掌事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の実情に応じたバス等による適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関すること。
- (2) 市が運営する有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

#### (組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

#### (委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 社団法人埼玉県バス協会の代表
- (4) 埼玉県タクシー協会の代表
- (5) 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (7) 道路管理者又はその指名する者
- (8) 久喜警察署長又はその指名する者及び幸手警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験を有する者
- (10) 市長又はその指名する者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の交通会議の会議は、市長が招集する。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、交通会議の会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料2 久喜市地域公共交通会議委員名簿

	氏名	カナ	選出区分	
1	斉藤 忠雄	サイトウ タダオ	第1号委員	公募による市民
2	河原 良子	カワハラ ヨシコ		公募による市民
3	田嶋 文男	タジマ フミオ		公募による市民
4	稲葉 澄子	イナバ スミコ		公募による市民
5	関 直子	セキ ナオコ		公募による市民
6	(副会長) 柴木 健之	シバキ タケシ		公募による市民
7	中村 喜美子	ナカムラ キミコ		公募による市民
8	吉水 美智子	ヨシミズ ミチコ		公募による市民
9	高橋 直樹	タカハシ ナオキ	第2号委員	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
10	鈴木 貴大	スズキ タカヒロ		
11	増田 建夫	マスタ タツオ		
12	野本 雄三	ノモト ユウゾウ		
13	鶴岡 洋	ツルオカ ヒロシ	第3号委員	社団法人埼玉県バス協会代表
14	明野 真久	アケノ マサヒサ	第4号委員	埼玉県タクシー協会代表
15	高山 和征	タカヤマ カズマサ	第5号委員	関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
16	橋井 公治	キツイ コウジ	第6号委員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表
17	吉田 光宏	ヨシダ ミツヒロ	第7号委員	道路管理者又はその指名する者
18	神山 邦夫	コウヤマ クニオ	第8号委員	久喜警察署長又はその指名する者及び幸手警察署長又はその指名する者
19	鈴木 友彦	スズキ トモヒコ		
20	小早川 悟	コバヤカワ サトル	第9号委員	学識経験を有する者
21	(会長) 酒巻 康至	サカマキ ヤスシ	第10号委員	市長又はその指名する者(市民部長)
22	山田 貴志	ヤマダ タカシ	第11号委員	前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
23	松沼 精治	マツヌマ セイジ		
24	大迫 和子	オオサコ カズコ		
25	添田 晋六	ソエダ シンロク		



### 資料3 策定経過

	内 容	備 考
平成24年 10月5日(金)	<b>第1回久喜市地域公共交通会議</b> (1) 久喜市地域公共交通会議の所管事項について (2) 久喜市地域公共交通会議設置にいたるまでの経緯について (3) 今後のスケジュール(案)について	・委嘱式 ・正副会長選出
平成24年 11月13日(火)	<b>第2回久喜市地域公共交通会議</b> (1) 市内循環バスの再編について ①菖蒲東部地区への延伸(案)について ②鷲宮南部地区への延伸(案)について (2) デマンド交通について ①久喜市におけるデマンド交通(案)について	
平成24年 12月27日(木)	<b>第3回久喜市地域公共交通会議</b> (1) 市内循環バスについて ①前回までの確認(延伸ルート等) ②バス停留所の位置について(報告) ③延伸に伴う循環バスの便数について (2) デマンド交通について ①前回までの協議内容の確認 ②デマンド交通の協議について(案)	
平成25年 1月23日(水)	<b>第4回久喜市地域公共交通会議</b> (1) 市内循環バス及びデマンド交通に関する協議内容の確認 (2) 市民意見制度(パブリックコメント)実施について ①久喜市地域公共交通計画(案)について	
平成25年 1月28日(月)～ 2月28日(木)	市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施	
平成25年 3月27日(水)	<b>第5回久喜市地域公共交通会議</b> (1) 市民意見制度(パブリックコメント)の結果について (2) 久喜市地域公共交通計画(案)について (3) 久喜市地域公共交通計画(案)の提出	





## 資料4 用語解説

### か 行

#### 1 協働

市民と市が、相互の尊重と対等な関係のもとで、それぞれの役割及び責任によって公共的な課題の解決に当たること。

#### 2 公共交通不便地域

鉄道駅やバス停までの距離が遠く、公共交通が利用しにくい地域。

久喜市においては、平成22年に「久喜市公共交通検討報告書」をまとめるにあたって、鉄道駅から1km以遠、バス停留所から300m以遠の地域を公共交通不便地域として定めている。

#### 3 交通結節点

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗換・乗継施設。移動の一連の動きの中の重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有している。

具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。

#### 4 交通弱者

自動車中心社会において移動を制約される人。たとえば、運転免許を持たない（持てない）か、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子供、障がい者などが該当する。

#### 5 高齢者福祉計画

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に置き、高齢者ご本人の現状や高齢者を取りまく地域事情、特性を反映させ、市にふさわしいサービスの構築を目指した計画。

所管：介護福祉課

### さ 行

#### 6 サービス水準

路線バスや市内循環バス等の公共交通を利用する人が受けるサービスの質の程度を指す。通常、運行本数、運行時間帯、運賃、定時性等により評価を行っている。

## 7 新市基本計画

「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」第6条に規定されている計画であり、久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町の旧1市3町の合併により誕生した新久喜市が、埼玉県東部の中心都市として発展していくための新しいまちづくりの方向性を実現するための取組みを提案した計画。

所管：企画政策課

## 8 市民参加条例

協働によるまちづくりを推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを目的に定められた条例。

## 9 総合振興計画

久喜市が目指す将来像及び進むべき道筋を明確にし、その実現に向け市民と行政が目標を共有、共に取り組むためのまちづくりの指針となる計画。

所管：企画政策課

# た 行

## 10 地域福祉計画

高齢者、児童、障がい者などの分野ごとの「縦割り」ではなく、住み慣れた地域で行政と住民が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組む計画。

所管：社会福祉課

## 11 地域公共交通会議

道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する市の附属機関。

## 12 デマンド交通

予約に応じて乗り合いの車両を走らせ、自宅から目的地、または決められた乗降ポイント間の移動を低額で提供する新しい公共交通サービスであり、菖蒲地区及び栗橋・鷲宮地区をそれぞれ運行対象エリアとして運行。

## 13 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針として平成24年に市民参加により策定したもので、市と市民が共有する久喜市の今後のまちづくりのビジョンを示したもの。

所管：都市計画課

## な 行

### 14 乗合事業者

一つの乗り物に、不特定多数の人と一緒に乗せて輸送するサービスを営む事業者。

## は 行

### 15 パブリックコメント（市民意見提出制度）

基本的な政策等を策定する場合に、事前にその案を公表し、市民から意見を聴いて、これらの意見を踏まえて最終的な意思決定を行い、意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続き。

### 16 費用対効果

かけた費用に対して、どのくらい効果があるかをいう。「このシステムは費用対効果が高い」といえば、システムの導入費用に対して、導入によって得られる効果（コスト削減や時間短縮などのメリット）の方が大きいことを意味する。

### 17 PDCAサイクル

計画策定（Plan）→施策実施（Do）→評価検証（Check）→見直し（Action）の評価サイクルによる、施策の進行管理手法。

## や 行

### 18 ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、男女等の違いを超えて、全ての人にとって暮らしやすいまち、環境をつくっていかこうとする考え方。バリアフリー（障がいを取り除く）を行うだけでなく、はじめから誰もが利用しやすいものを作っていこうとするもの。

---

## 久喜市地域公共交通計画

発行日	平成 25 年 4 月
編集・発行	久喜市市民部生活安全課 〒346-8501 久喜市下早見 85-3 電話 0480-22-1111 (代) FAX 0480-22-3319 E-mail <a href="mailto:seikatsu@city.kuki.lg.jp">seikatsu@city.kuki.lg.jp</a>

---